

神都名勝誌

卷一下

JL 4
1161
2

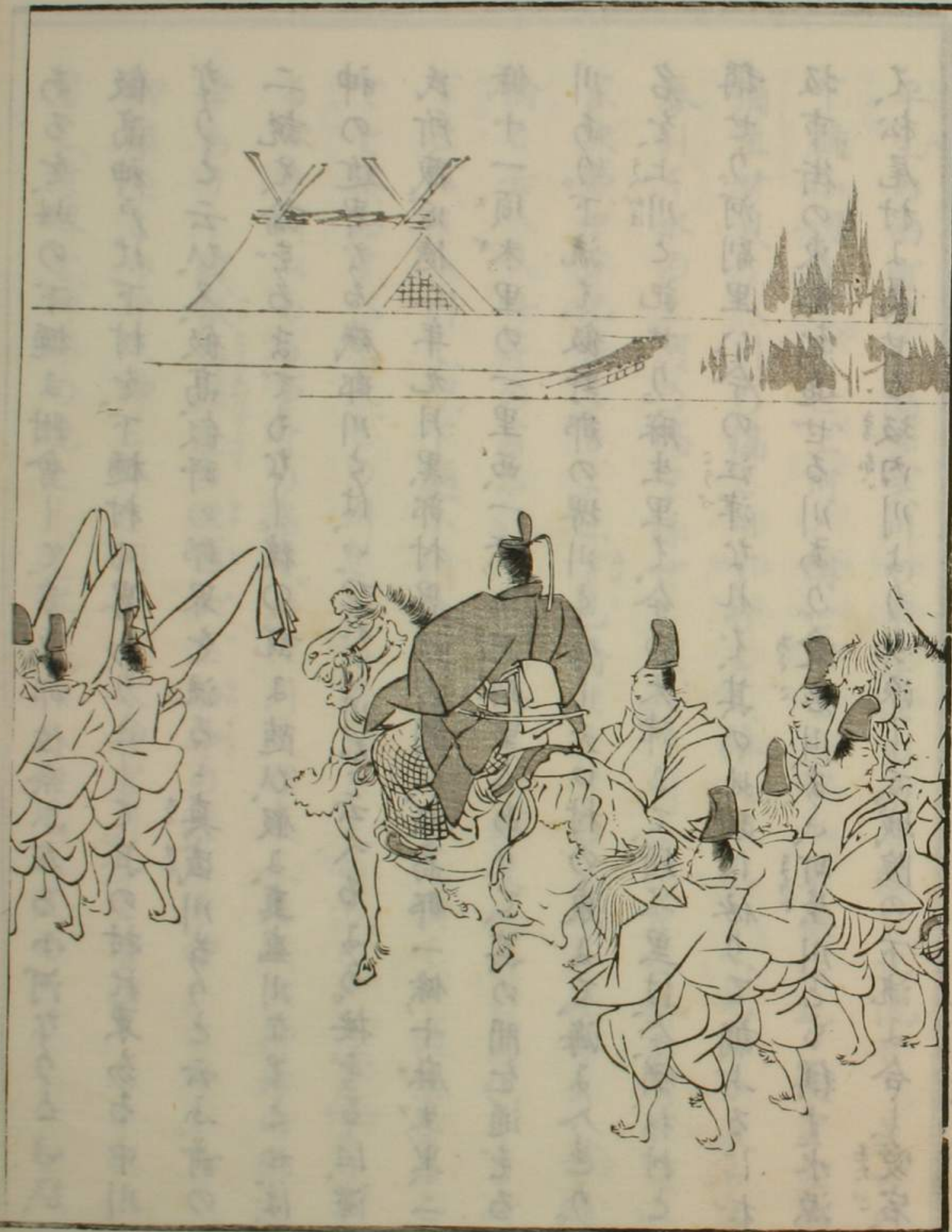




下また樋びの小河を

飯高の下樋小河を、神の遠界とし、飯野の磯部川を、神の近界とせ
るよしを、皇太神宮儀式帳、及神宮雜例集にも見えたり。古来、此の
川を以ちて、國領と神領と此堺とせらるゝあり。よきて、延喜式小
は、太神宮界まゝ、堺川とも載せたり。驛使も、此の堺に入まを、鈴の
口を塞ぐとぞ。幣帛使等参向の節も、國の目こころ以上一人、郡司、健兒等
を率ゐて、此の川北西岸まで、祇兼しけんし、川の東岸よりハ、太神宮司此
檢非違使けんびわいし代りて、祇兼を勤むる例なりき。さむり、由緒ある所な
り志が為に、遂も、其の位置を、定らならずありにたり。されば、
近世、この川北所在小就きて、諸説あるふいたる、以まぶ、一定の
確論あらば。太神宮本記みまがらに、佐奈縣造さながらの答こたへに、許母理國志こもりくに多備國と

齋王群行の圖



あるを、此の下樋又附會して、多氣郡佐奈小在る小河なりと以ひ、
飯高神戸此下村を、下樋村の畧ありとして、其の村北東ある中川
なりと云ひ、又、飯高飯野の郡界を流る、真盛川なりと云ふ。前の
二説を論ざるまでもなし。後の説は随ひ、假し、真盛川なりとせば、
神の近界なる磯部川とは、いづれの川を云へるもの。按ずるに、澤
氏所藏、延徳二年九月黒部村界北古圖に、飯高郡一條、十麻生里、二
條、十一須木里の一里西、一條、九河副里とありて、其の間を通むる
川あり。下流を、飯野郡の堺川と合し、大口村の東まで、海へ入る。
名を、上川と記せり。麻生里も、今の大津まで、須木里は、今猶杉村と
稱せり。河副里ハ、今の江津なれを、其の地理に依りて調ふるに、松
坂市街の東部を通せる川あり。愛宕川、まゝ、町屋川とも稱す。水源
は、松尾村に属せる坂内川より分派して、城隍の下流に合し、愛宕

平生の兩町界を過ぎ、矢川の東、岸江の西を経て、北流せり。是、古の
下樋小河まで、中世上河と稱せしならむ。永享參詣記に、永享五年
彌生廿日、うへ川の橋と申す所まで、旅人の影さへ見ゆる渡らな
春引く水の上河乃橋を詠せしは、此の川に架せる橋あり。さて、江
家次第、中右記等もまゝと、下見橋北にやあり。神名秘書も、下樋
橋と云へり。此等の書小いふ下見橋を、即、勅使祇兼の交代する所
なまば、うへ川を、即、下樋小川の別名まで、下見橋を、下樋橋なるこ
ゆを察知すべし。又、この川を、神の遠界と定めらるは、素より、さ
るべき所以ある事なり多し。此北川より東を、往古、大御神の御遷
幸ありし時、飯高縣造の祖、乙加豆知命の進りし神戸六郷より、
御鎮坐このかと、神三郡と同一く、太神宮司まで管轄たりき。依
りて、近堺を、神郡の境とし、遠堺を、神戸の境と定められしあり。

此の神戸の北、東西岸江二村あり。これ古の官道、飯高驛家の趾
よて、驛使の鈴此口を塞ぎし所あり。今鈴止村と稱せり。鈴止此森
まゝ、被所此古松など存すと云ふ。されど、此の愛宕川こそ、古乃、神
此遠堀なる、下樋小河の遺流ならぬ。暫録して、後此考を俟つ。

皇太神宮儀式帳

以西伊勢國飯高下樋小河、此稱神之遠堀、常入、參、太神宮、飯

野郡磯部河、此稱神之近堀、延喜式
凡驛使入太神宮、堺者到于飯高郡下樋小河、止鈴聲、同書

凡齋内親王在路、每至山城、近江、伊勢等、堺勢多、鈴鹿、下樋、多

氣川等、遣神部卜部各二人在前鎮被之、同書

六處堺川供奉御禊、山城、近江、勢多川、甲賀川、伊

西、伊勢國飯高下樋小河、此稱神之遠堀、
勢、鈴鹿川、下樋小河、多氣川、
使、鈴口、塞、驛、飯野郡磯部河、稱神、近堀、
西宮記

下樋小河、或云、停鈴聲、神領、與國領之界也

江家次第

伊勢祇養、於下見橋退去、渡櫛田川、太神宮、檢非違使可祇養、
自下見橋國之祇養歸、至櫛田河東邊、太神宮、檢非違使二人

來迎、神祇百首

音よまぐ下樋小河の撈朽ちて引き返さむ御世のはるけさ、度會元長

愛宕橋、平生町と愛宕町との界

愛宕山上福院龍泉寺、道の北側、真言宗あり

草創の年月、詳ならず。傳へ云ふ、應仁文明の頃、一志郡瀧野村、弘
法開基の古刹あり。北畠國司の祈願所ありき。一山の稱を、龍泉寺
と云ふ。兵亂相踵ぎ、堂塔破壊せしむを、永祿十八年、之を、松ヶ島
平生村に移し、天文九年、又、此の所、新建立したりといへり。境
内の後圓小古田織部正の記念碑あり。
愛宕祠、本寺の境内にあり。此の寺、一志郡

神樂坂 愛宕橋より續ける國道を云ふ。愛宕祠に、神樂を奏せし因り。

愛宕町 平主町より續ける國道あり。愛宕祠の近傍に在るを以て名づく。

鈴森神社 道の北側より坐せり。本町の産土神あり。

梅松山管相寺 道の南側よりあり。曹洞宗あり。門前より大鳥居を建て、正面に管公の社殿を設く。土俗、天神の森と稱す。傳へ云ふ。郡宰長野丸左衛門尉、管公の靈験を蒙りてより、遂に茲に勤請したりとぞ。

鈴止村 驛使の鈴を止むる所ありしを以て、此の稱あり。本村より、大字矢川、東岸江、西岸江の總稱あり。

西岸江 松坂の東にあり。東岸江の西岸江の東にあり。

和名抄小、飯高郡驛家とあるも、此の西村の事あり。往古の官道は、保曾久美、平生、大口、江津より、東岸江を過ぎ、朝田、立利、清水等を経て、齋宮小通せし由。今の國道ハ、松坂城を移し、志後より改めたるものなりとぞ。

伊勢勅使新類記
長治二年八月十八日壬午、晴、雖可、急待潮干之間、及巳、終

沐浴解除 神祇官勤之 依、保曾久美、南江湖、匹駕暫躡立、神寶奉

渡者、可有、恐之、故也、岸江、南仕兼、檢非違使來、向、伊勢、仕兼歸去。

同書
嘉承二年二月十一日、伊勢奉幣使進發、出一志、驛、岸江南

太神宮、檢非違使二人來、依、爲、仕兼也、伊勢、仕兼歸也。

神鳳抄
岸江、御厨、三石、六九、同書
岸江、御厨、一石、廿町

被所舊趾 東岸江にあり。今、猶、老松、一株存せり。古、下樋、小河の修被を行ひし處なりとぞ。

花岡村 本村より、大字大黒田、驛部田、小黒田、内五曲、田村、山室の總稱あり。

大黒田 松坂の西南に在り。元々、北黒田と云ひき。同所より、北畠の家臣中津下總守の城跡あり。

小黒田 大黒田の南にあり。元々、南黒田といひき。

神鳳抄
南黒田、御厨

驛部田 小黒田の東に在り。紀州徳川家の臣三浦長門守、近年まで、寨堡を置きし處あり。

山室

驛部田の南あり。此の村の北は、同字田村あり。

神鳳抄

同書

山室成武、一町五反、

兩龍山妙樂寺

同所山室山の中腹にあり。浄土宗あり。

贈正四位本居宣長墓

妙樂寺より三町許、山室山の巔にあり。

本居宣長も、松坂の人あり。贈正四位賀茂真淵も後ひ、國學を修む。著書頗多く、國學中興の祖たり。其の書齋、今尚存せり。其の功績の如きは、世人の偏く知る所なれど、敢て茲に贅せず。墓碑ハ、自筆にて、本居宣長之與墓と書あり。傍に門人贈正四位平田篤胤の碑あり。なきがらも何處の土となりぬともたまも翁のものにゆゑなむと云ふ歌を彫き置。明治八年、社殿を建設し、山室山神社と稱せり。同十三年七月、勅使恭向きて、幣帛を賜ふ。近年社殿を、松坂市街に移轉した也。

山室城趾

同所字奥谷小あり。

此の城を、建曆二年、式部少輔兼高の築きし處あり。兼高以下十餘代の居城たりき。

神戸村

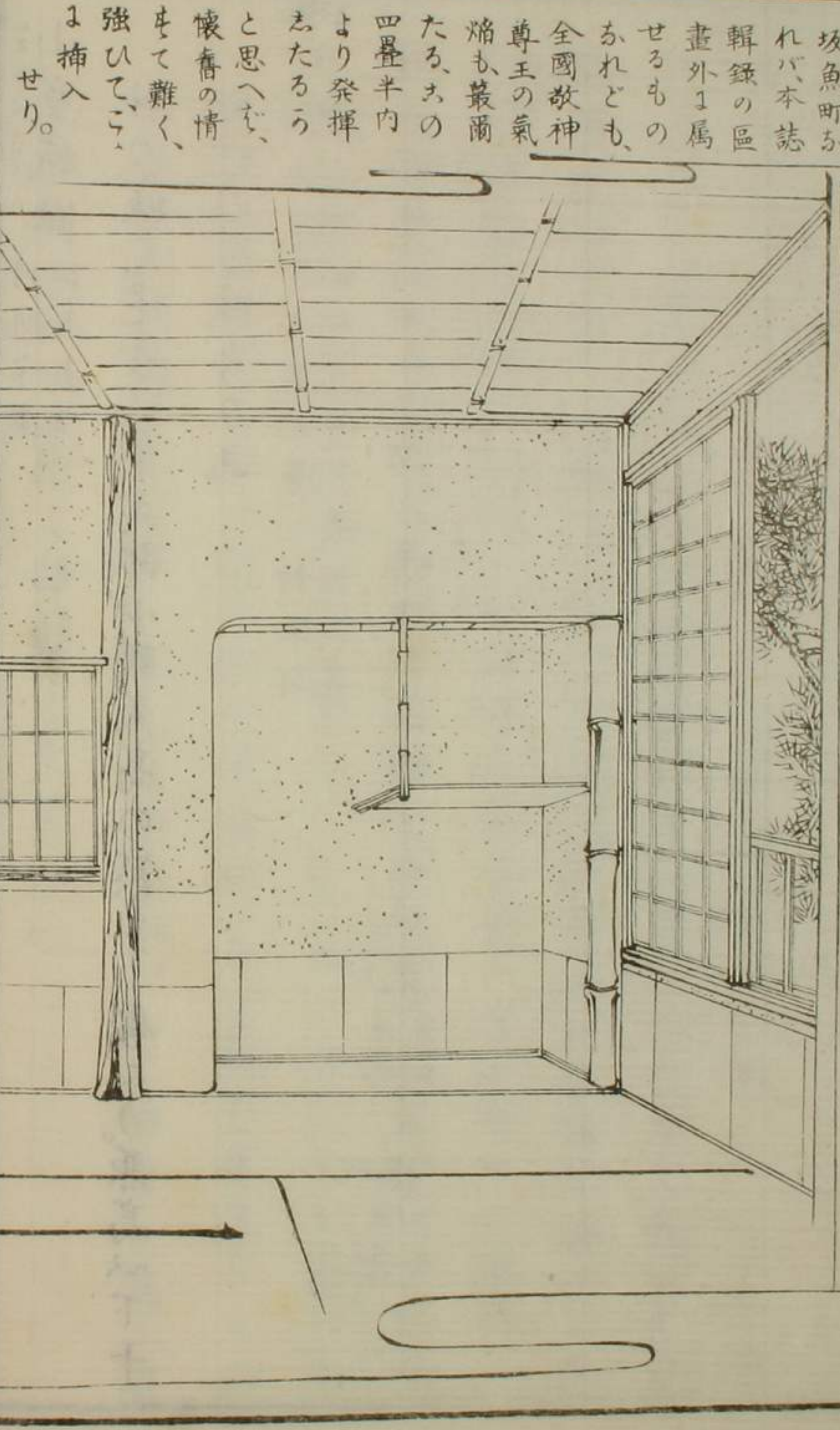
本村を、大字、垣鼻、下村、上川、久保、田原、大津の總稱あり。

此の地、飯高神戸六郷と稱せり。六郷とは、垣鼻、久保、上川、高田、驛部田、大津、支邑、杉、下村、支邑、田原、を云ふなり。今、田原を、一村とし、驛部田を、花岡村に屬せしめたり。倭名類聚鈔、飯高郡の郷名に、神戸とあり。往古、大御神御遷幸の時、飯高縣造より進上り、神田并小神戸なるを、太神宮司の管轄なりき。祭典の時も、種々此品を貢獻せしよし、神鳳抄小見えたり。其の遺制もや。近年まで、長延を進るべしとありきとぞ。

太神宮本記
于時、飯高縣造祖乙加豆知命、汝國名何止問賜、白久意須

本居宣長書齋之圖

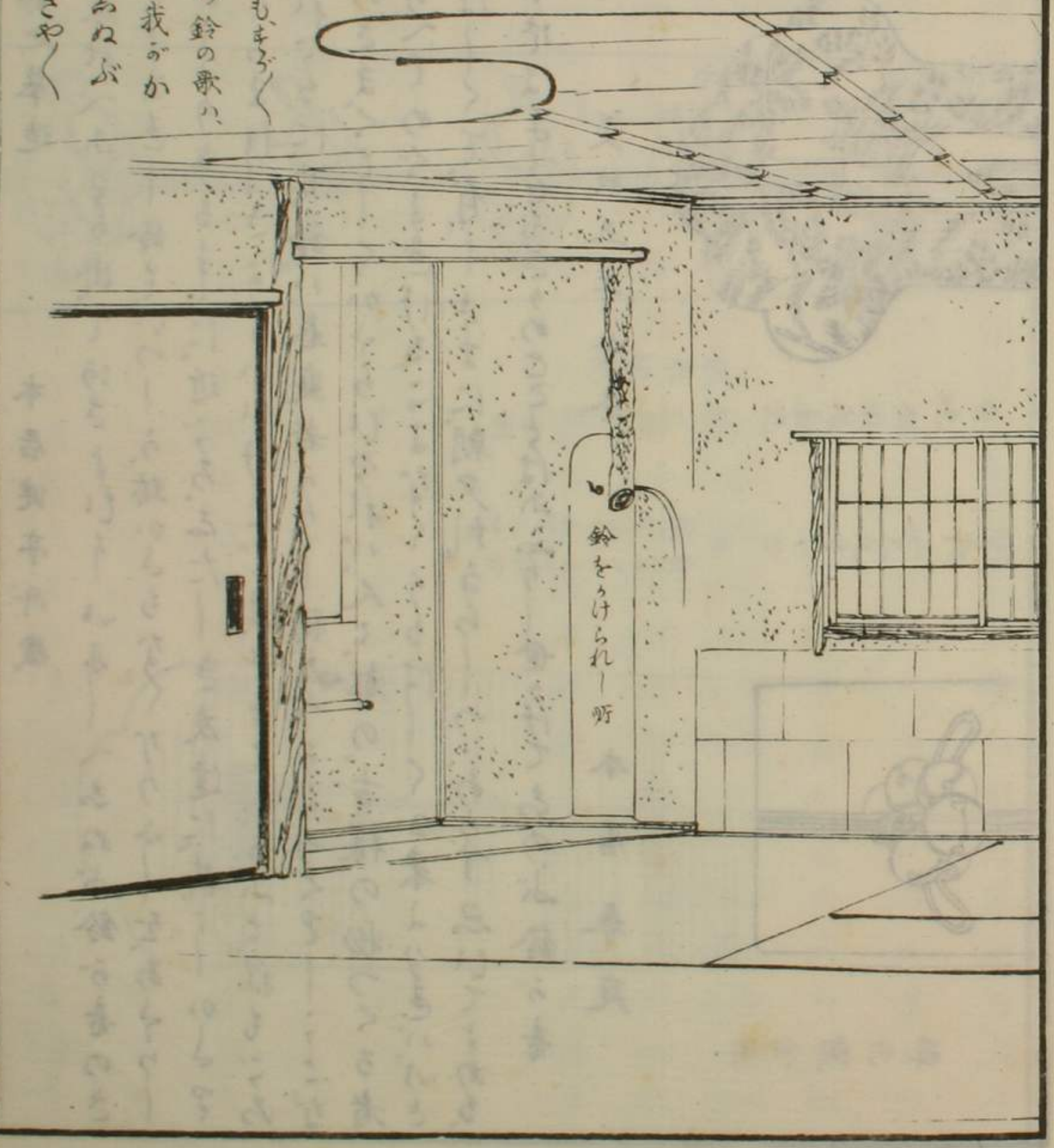
此を、翁の晩年、日夜筆硯を、友とせられし所なり。かの、有名なる古事記傳を始
め、數十部の著書も、皆、こゝにて編輯せられたり。いとゆる鈴の屋、是なり。



坂魚町か
れバ、本誌
輯録の區
畫外に屬
せるもの
かれども
全國敬神
尊玉の氣
縮も、蕞爾
たる、おの
四疊半内
より發揮
えたるら
と思へむ、
懷奮の情
を、て難く、
強ひて、こゝ
に挿入
せり。

鈴屋集

天明二年の
冬、家のうち
に、高さ屋を
造りて、
鈴の屋とて、
三十六の小鈴
を、赤き燭よ
ぬきたれて、
柱かじにか
け置きて、物
むづろき
ざり、引き
あて、其音
をきけ、心らむまじく
しく思ひ、其の鈴の歌ハ、
床のべふ、我がか
けて、古あぬぶ
鈴がねのさやく



鈴をうけられし所

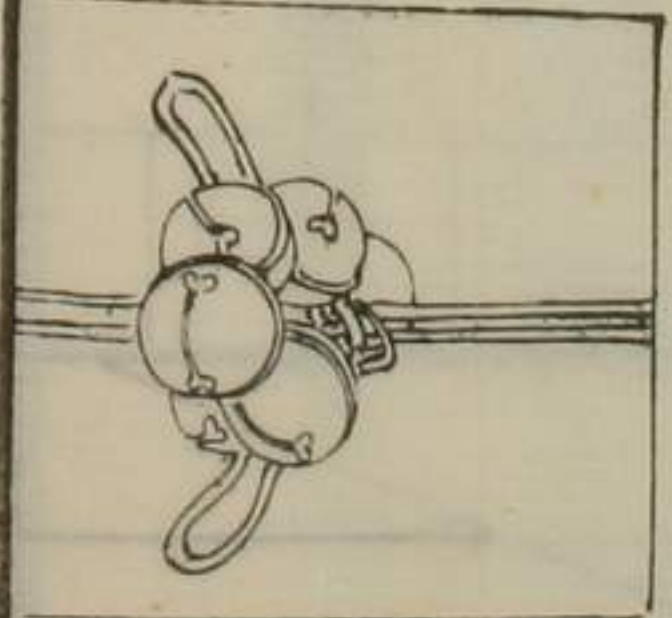
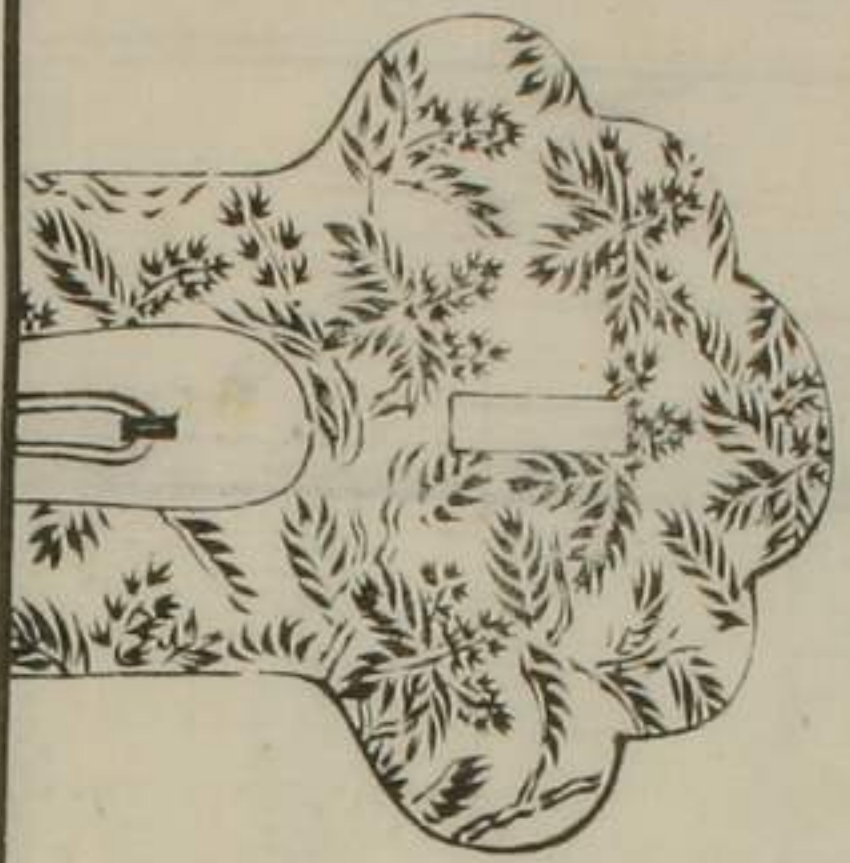
鈴の屏懸鈴之摹造

本居健亭所載

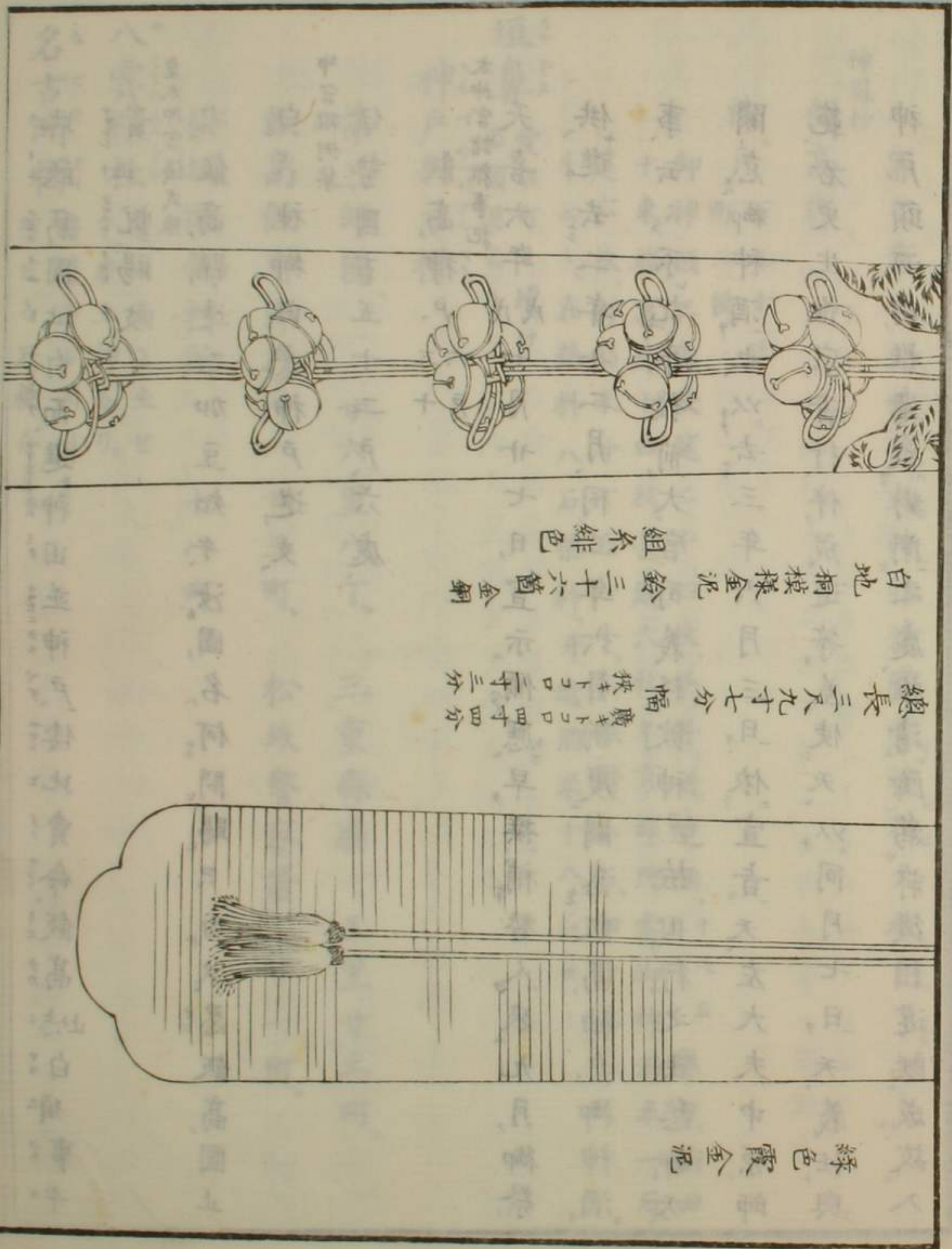
古翁の床にべふしが掛て何さよひりふかへあぬが鈴の音のさ
 やさやとよまき一鈴もいつ一の跡かともなかりふをあさり
 くおもひりありあるまに、近ごろ志たき友達に、其よりか
 て又つくらまほきよりいひけむ、其さまをいふと、祿も
 小どもれらちに、其鈴ハ春庭若うり一時みづうらつく
 まば、そのさまくわくかうらひなれば、人々都の古様の物つくる者
 にあつらてめぐまきける、こよなくうらはく出来まき、
 よろこばして有さまに朝夕列らうらつあらず思ひてよめる
 かくう持はまもきうめこころはふり世うけてあのお鈴が音

文政五年午冬

本居 春庭



一三十五



總長 三丈九寸七分 幅 廣キトコ 四寸四分
 狭キトコ 二寸三分
 白地 桐模様 金泥 鈴 三十六箇 金銅 組糸 緋色

緑色霞金泥

比飯高國止白而進神田並神戶倭比賣命飯高止白須事乎
貴止悅賜支

皇大神宮儀式帳

次飯高縣造乙加豆知乎汝國名何問賜只白久忍飯高國止

神宮雜例集

白支神御田並神戶進支

伊勢國百五十二戶六處

飯高神戶六十

太神宮諸雜事記

天喜六年戊七月廿七日宣示爾應早撰補替人來九月御祭

供進去二年十二月同三年六月兩度關忌飯高神戶御神酒

事云不記事發前大官司義任彼神戶檢田行之由愁訴天

關忌御神酒也以去三年六月三日依宣旨天左大夫中原師

範右史生惟宗資行伴成道等差使天以同月七日天義任與

神戶頭河内惟清被對問之處惟清所為前後相違既成故入

神鳳抄

飯高郡

神戶 百九十三町三段

御神酒三缶長筵二十四枚祭料并造酒二十八石懸力稻四

十束端裏筵十四枚長筵六枚年貢郡所當御神酒米一石

筵六枚御鮪米廿七石一斗在糧料八石四石二

斗云在糧料八石祭料并造酒米十八石云々

垣鼻 愛宕町又續ける國道なり

神戶村元標 第三師團 廿六里八丁 三重縣廳 五里廿三町

飯高飯野郡役所 廿三町 松坂警察署 廿一町

松坂區裁判所 十八町

八雲神社 道の南に坐せり。産土神あり。

名古屋洲橋 國道名古屋洲川に架せる石橋あり。

此の川、一名を里中川と云ふ。源を、丹生寺村に發す。各村を迂回し、西黒部村に到り、金剛川に合して、海に注ぐ。
普照山信樂寺 道の南にあり。天台宗なり。

傳へ云ふ。往昔、法延寺と云ふ寺ありき。これ、其の舊趾なりと、神戸郷に、法延寺を草創せられしことは、續日本紀に見えたり。さきども、果して、其の舊趾なりや。否や。今も、知る由なし。

田原 垣鼻の東にあり。元ハ、大津の支郷にして、手原と云ひき。此の村の東北に、大津村あり。

神風抄 手原御園

大廣山海會寺 道より南なる田圃の中よりあり。禪宗萬福寺の末利なり。

香貢土神社 道の北側小坐せり。村社なり。

徳和坂 金剛橋以西の國道を云ふ。此の所は、神戸尋常小學校あり。元も、坂路なりしを、近年開鑿して、今の如くにせり。

金剛橋 徳和坂の東にあり。國道金剛川に架せり。

土俗、此の川を、貧乏川と云ふ。水源を、山室村に發す。諸村落を回り

西黒部村に到りて、海に入る。

徳和暇 金剛橋以東の國道を云ふ。此の地、旗亭軒を聯ね、酒旆翻くたり。

極門橋 徳和暇の國道九手川に架せる石橋あり。九手川を、大字垣鼻と改めたり。橋の南に、同字久保村あり。

下村 徳和暇に續ける國道あり。極門橋より東を、字四保と云ふ。參宮鐵道、此の所を横ぎり通ず。其の東に、鶴橋あり。無名の小流に架

せる石橋あり。

神館神明社 道より十町許南に坐せり。飯高神戸の神館あり。神名

意非多神社。帳考證、勢陽雜記拾遺、及式社案内記等よ、此の社を

中川 國道を横ぎれる小流あり。

水源を、蛸路村笛吹山より出で、神館神明社の北を流れて、此の所小至る。舊蹟聞書、神名帳考證等に、下村を、下樋村の畧稱よて、此の

川を、即、下樋小川なりと云へども覺束なし。

上川 下村に續ける國道あり。此の處を、宇高田と云ふ。中央に、二つの石橋あり。共、小流小架せり。

八柱神社 道の南側、坐せり。産土神あり。

東廬山法音院淨林寺 國道の南側、在り。淨土宗あり。此の寺、元、飯高郡八重田村に在り。を、享祿年中、此の地、小移

郡界 と稱する、禪曹洞宗の寺あり。上川と豊原との間、飯高、飯野、兩郡の界あり。石橋を、國道に建てたり。

櫛田村 飯野郡に屬す。本村を、大字、櫛田、豊原、清水、菅生、上七見の總稱あり。

鐙橋 飯高郡と飯野郡との界、ふる國道に渡せる石橋あり。二橋、相接するを以て、かく名づけしや。是より東を、宇伊賀町といふ。

磯部川

皇太神宮儀式帳、神宮雜例集、此の川を以て、神の近堺とす。是

え、下樋小河の所、又、大同本記に、磯部河より、以東を、神國と定め奉

るとも見えて、神郡沿革の所、又、引用せり。飯高、飯野、兩郡の界を流るる川ある

ことは、論を俟たず。然るも、其の所在を、詳しきものなし。古屋草

紙、小磯部河を、池上村の西にあり。下相可此地、小流れ、末、櫛田川と、

一所あると載せ、皇太神宮儀式解も、相可にある磯部寺此邊

ならむと謂へり。共に、池上村、磯部寺等の名より牽強せし説もて、

郡界を探究したる考證にあらず。仍りて、延徳の古圖を按ずるに、

飯野郡四條、一宮田里、五條、一宮田里、六條、一堀里、同條、二長田里と

あり。その西に、川を畫き、多津賀瀬と註す。其の西を、飯高郡の一條

十麻生里、二條、十一須本里なり。此の川、下流を、上河と合し、大口と

西黒部との間を過ぎ、海に注げり。是、即、古の磯部河にして、中世、多

津賀瀬と稱せしならむ。又、貞治七年二月、宮田前大宮司の紛失日

記、小林一所、飯野郡西黒部字北庭、四至、限、東川、限、南川、限、西龍瀬、限、

北道とあり。此の龍瀬も、西黒部の西に當れむ。前と同ト川なるべ

し。さて、龍瀬と云ふ字を索むるに、知る者あり。よりて、今實地に就きて推考するに、櫛田村大字豊原と、神戸村大字上川との堺は、小流あり。水源も、神山の北、山添、安樂の西なる谷より流れ出で、鑿橋に至り、下流も、中川、九手川、名古須川、金剛川等と合して、一大川となり、港村大字大口の東よて、海へ入る。今これを、真盛川又金剛川と云ふ。此の川、即、飯高、飯野、両郡界を流る。中世の多津賀瀬川とて、古神の近界なり。磯部河の遺跡ならむ。

豊原 伊賀町の木村あり。兩側小、旅館、茶店立ち並べり。此の所小、掃水、尋常小學校あり。

舊驛道も、六町許東あり。櫛田と稱す。後世、官道の變遷するに隨ひ、櫛田より、此の村に移轉せし者多し。故に、土俗、豊原と唱へむ。て、仍、櫛田と私稱せり。近年、又舊名を復したり。

大櫛社 宇西町道の北側は坐せり。

延喜式 大櫛神社 同書齋宮式 大櫛社

櫛田橋 國道櫛田村大字豊原と、漕代村大字早馬瀬との間なる櫛田川に架せり。長さ、四百八十尺、幅、十五尺あり。

櫛田川も、水源を、飯高郡の西境なる高見山より發す。數多の小川を受け、波瀬村に至りて、漸、大河となり、更に、蓮川、月出川、福本川等、伐合せ、曲折して、東へ走り、有間野村に至り、多氣の郡界に沿ひて、廣瀬村に至り、多氣、飯野の郡界をなす。是より、益曲流し、多氣郡朝長村の北境に於いて、二派に分る。一を、被川といふ。一も、此の所に至り、更に、北へ折れて、飯野郡の中央に貫き、西黒郡村よて、海に入る。長さ、大約、拾八里、濶さ、百間あり。下流、七里約も、五十石以下の船舶を通す。此の川、元も、被川より、井堰を以て、耕地に、水を引き、大溝なりき。其北證は、東寺所藏、兼和十二年十一月十五日の國符に、大國庄、四至、限、東、宇保村、高岡、限、西、中万氏墓、限、南、多氣郡、佐奈倉崎、限、

北、四神山、東繩手、大溝とあり。又、保安三年正月大國庄田堵等の愁
状不、抑、謂、堰、者、堤、塞、所謂、櫛田河、之名也、件、河、廣、五十餘丈也、又、埋、損、
本溝、七八町、頽、失、之時、可、改、堀、之、溝、廿餘町也、件、溝、廣、二丈餘、深、一丈
六尺許也とあるを見て知るべし。此の渠溝、遂に、一大江河と成りた
りとぞ。神麻績神部脇田氏所藏の古記よ、人皇七十三代白河天皇
御宇、永保二年壬戌、歲七月十日、中伊勢の地、大震、同月十三日、
早朝より、大風雨、被、川、流、を、變、じ、櫛田川へ流き入り、田地、六百餘
町を破壊し、社祠、十二宇を流失すと見え、元和年間在世の、渭代郷
法田村住人鈴木聖園の筆記よ、法田村も、神山の下よて御座候へ
ども、居所も、東のはてふて御座候。先年は、川東北川計よて、西は、河
無、之、候、と記せり。古今、河流の變遷する、實に、驚くに堪へたり。櫛田
名稱、被、川、の、所、よ、辨
ぜり。参照すべし。 川の

櫛田 豊原の東北にあり。中世迄の驛道なり。

此の地、上よも記、元を、竹田と云ひき。往古も、竹首吉比古の本領
地ありき。倭姫命、御櫛を落し給ひてより、今の名に改めたり
とぞ。

太神宮本記
其處、御櫛落給支、其處乎、櫛田止号給比、櫛田社定賜支、
神領目録

櫛田河原、御厨九斗、内六月三斗、九月三斗、十二月三斗、

櫛田社 宇社よ坐せり。今、村社に列せらる。同書齋宮式

櫛田社 同書齋宮式

櫛田社 同書齋宮式

清水 櫛田の北に在り。此の村の北よ、菅生と云ふ村あり。元、長田
流田神社 同所宇大里よ坐せり。今、村社よ列せらる。

櫛田社 同書齋宮式

櫛田社 同書齋宮式

櫛田社 同書齋宮式

櫛田社 同書齋宮式

延喜式 流田神社 同書齋宮式 流田社

須賀神社 同所坐せり。

上七見 清水の西北よりあり。井手郷に属せり。此の村の東より下七見村あり。

奈々見神社 同所宇居屋敷に坐せり。村社あり。土俗、杉宮、又、奈々見神社と云ふ。宇尔日記に中道宮と記せり。

延喜式 奈々見神社 同書齋宮式 奈々美社 神鳳抄 七見散在、神符公田

神領記 當時差定、調進七見村齋一籠

楊柳山康平寺 同所坐あり。後冷泉天皇の康平年中、安陪貞任を追討せしめ給ひし時、調伏せしめられし所ありと云へど、徴すべきものなし。今、僅に堂宇の存せるのみ。

朝見村 本村を、大字朝田、大宮田、立田、和屋、佐久目、西野、古井の総稱あり。

朝田 上七見の西よりあり。長田郷に属せり。此の村の北より、大宮田、佐久目、西野、古井等の村落あり。

神鳳抄 長田郷、四十六町五及三十歩

朝田神社 同所坐せり。産土神あり。

森塚 東岸江より、朝田に至る路の北側よりあり。天土塚とも、土宮とも云ふ。また、朝田を轉じて、オサダの社と稱す。これ、古の道饗所なるべし。土俗より、長田庄司の首塚ありとも云へど、妄誕にして、論ずるに足らず。

意非多神社 同所坐せり。

延喜式 意非多神社

光福山朝田寺 同所坐あり。天台宗あり。土俗、朝田の地藏と稱す。本尊を、半身、枯木にて、牡蠣殻附著せりとす。

寺傳に云ふ。延暦十五年、練公の長者、朝田日向と號するものあり。古本の感得ふよりて、當寺を建立したる。但、開基ハ、僧空海ありや、又いふ。正應年中、伏見天皇より、修補の地として、土田、二十八町を寄附し給へり。其の後、徳治三年、堂宇、田祿は罹りて、僧須散再興したりや、いづれも、徴證すべきものなし。古田兵部少輔信勝より、此寄附状等、今に什藏せり。

朝田寺所載文書

以上

朝田地藏。為御寄進。上田合七反。從兵部殿被遣候。彌無油斷御祈念可有之候。恐惶謹言。

九月十一日

林惣右衛門 花押
津田左兵衛 花押

朝田寺

金首座侍者御中

以上

今度寄進申通。朝田村領上川一枚橋之川崎礫原之分。以來立毛付候ハ、地藏分可被成候。同路副之澤も後々立毛付候ハ、是も寺領可被成候。兵部殿へも得御意。如此候。為後日如件。

慶長拾五戌年三月十一日

山本佐馬介 印

朝田寺

金藏主參

立利 朝田の東北に在り。長田郷に屬せり。此の村元も立利村。富田の二村かまき。今も併せて一村となせり。

穴師神社 同所。田圃の中。坐せり。土神あり。土俗。杉社といふ。

延喜式 穴師神社 同書齋宮式 穴師社

小金山 同所。字。金北浦にあり。近年、此の地より、古鐵及刀鎧土器の類を發掘せりといふ。

和屋 朝田の東にあり。長田郷に屬せり。

翁塚 同所にあり。

土俗の口碑に、此の地も、往古、假面七箇天降り處あり。其の内六箇ハ、當時の村民猿樂師和屋某、携へて、度會郡一色村に移住し、残の一箇も、今猶本村に藏すといへり。假面圖様等も、一色村に所出をへり。

西黒部村 此の村は、大字西黒部、松名瀬の総稱あり。

西黒部 和屋の北海濱に在り。黒田郷に属せり。

村内は、四ッ家、鯛屋、高須、湊崎、新田、川原等の小字あり。此の地は、

榊田川の要津より、尤、運漕し、便あり。陸地より二町許に處、埠

口、深き、數尋あり。大船を容るべし。

神風抄 二宮黒部、御厨四十三石、當時東七、西八百。

黒部、御厨三石、内、六月一石、九月一石、十二月一石、

楢築明神 同所宇北浦、一字大枝に坐せり。或は云ふ、延喜式内、此の社あり。

感應山西蓮寺 天台宗あり。

産物食鹽 此の地は、塩田あり。食鹽を産出す。

産物木綿 此の地、紡績の業、いと盛なり。世間、流布せる松坂木綿、

松名瀬 西黒部の東に在り。黒田郷に属せり。此の村を三分して、向

西黒部と相對す。塩田あり。食鹽を産出す。

機殿村 本村は、大字六根、川島、新開、保津、魚見、腹太、井口中村、久保の総稱あり。榊田川を隔て、榊田村と相對す。

六根 松名瀬の南に在り。井手郷に属せり。

大國玉神社 同所、坐せり。産土神あり。或は云ふ、近隣なる清淨山大福寺は、舊の社域ありと、またいふ、大國玉神社を、度

會郡大久保村にありと、

延喜式 大國玉神社 同書齋宮式 大國玉社

御園神社 同所、坐せり。古の御厨の鎮守神なるべし。

川島 新開 久保 共に、六根の北に在り。井手の郷に属せり。

保津 六根の北に在り。井手郷に属せり。

耕作宮 同所、森田某の屋敷地に坐せり。或は云ふ、是、式内天香山神

魚見 保津の西にあり。井手郷に属せり。宇門前、新屋敷等の属邑あり。毎年正月、菜薺を、神宮に貢獻する事ありき。これ、若菜

の舊蹟からむとも云へり。

の御園の遺例あり。

魚見東御園三斗五升、同新御園二斗五升、

若菜御厨神領目録、若菜御厨

魚見神社

同所又坐せり。土俗、いほうづちさまと云へり。依りて、四方堤にます神とせる説も、非なり。塩田堤の上よ坐し、

倭姫命御船よて、多氣川を下り給ひ、川の後江小到らせ給ひ、

時、魚自然に集りて、御船入りぬ。皇女悦むせ給ひて、魚見社を

定め給ひきとあるも、此の社なり。往古も、此の邊に江灣、的形を

なせりきとぞ。今に、猶川尻と云へる村あり。

從是處志、御船志、乘給志、天幸行其河後江志、尔到坐于時魚自

然集出天御船志、尔參乘支介時倭比賣命見悦給志、互其處志、尔

魚見社定賜支

延喜式

魚海神社二座

同書齋宮式

魚海社二座

腹太六根の東、

腹太御園

宇留布都神社同所に坐せり。産土神あり。或ハ云ふ。多氣郡内座村の乾

宇留布都神社同書齋宮式、宇留布都社

井口中村六根の南に在り。元ハ、井口

神麻績機殿同所あり。一ハ、八尋殿と云ふ。毎年五月十四日、十月

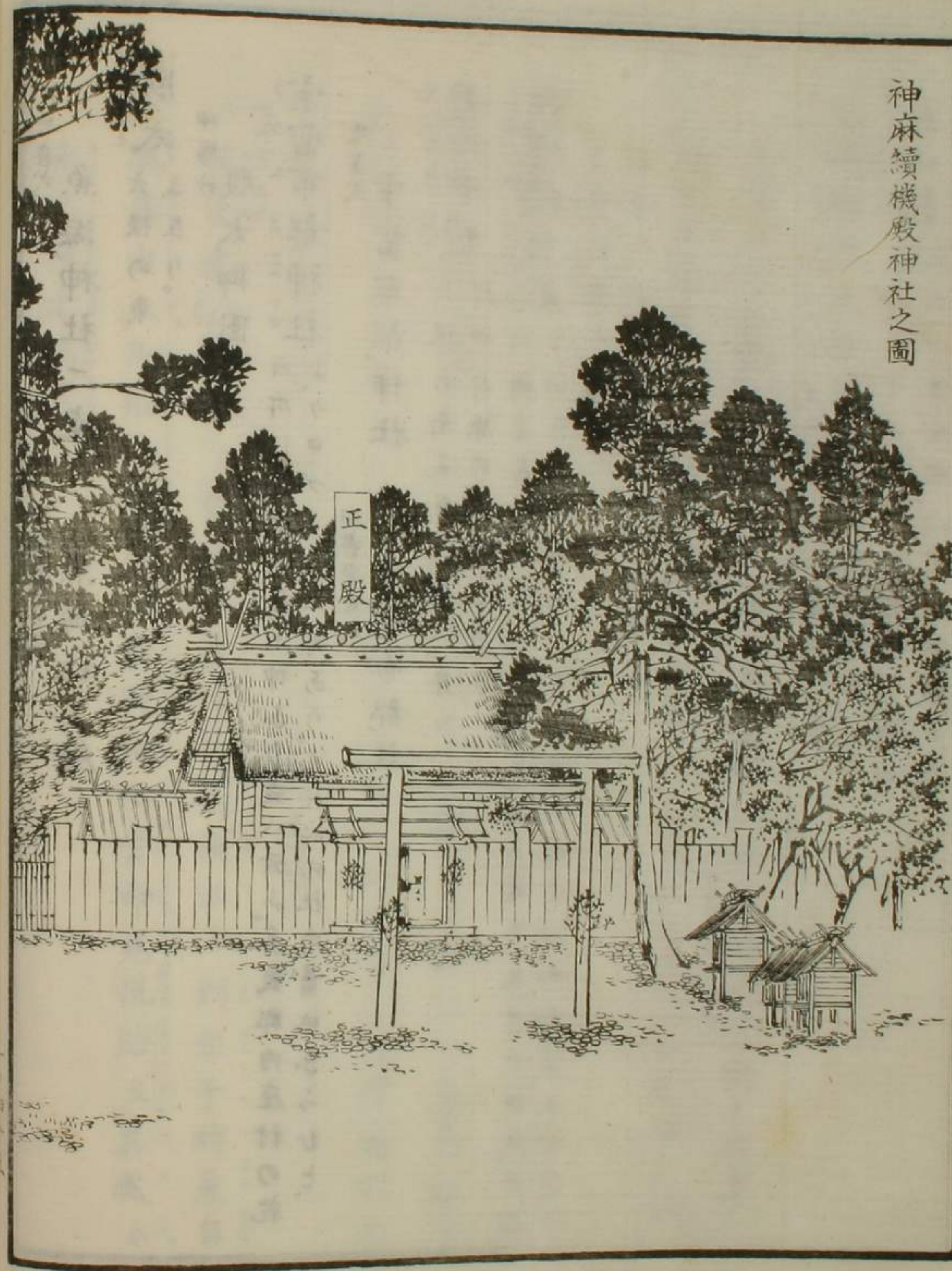
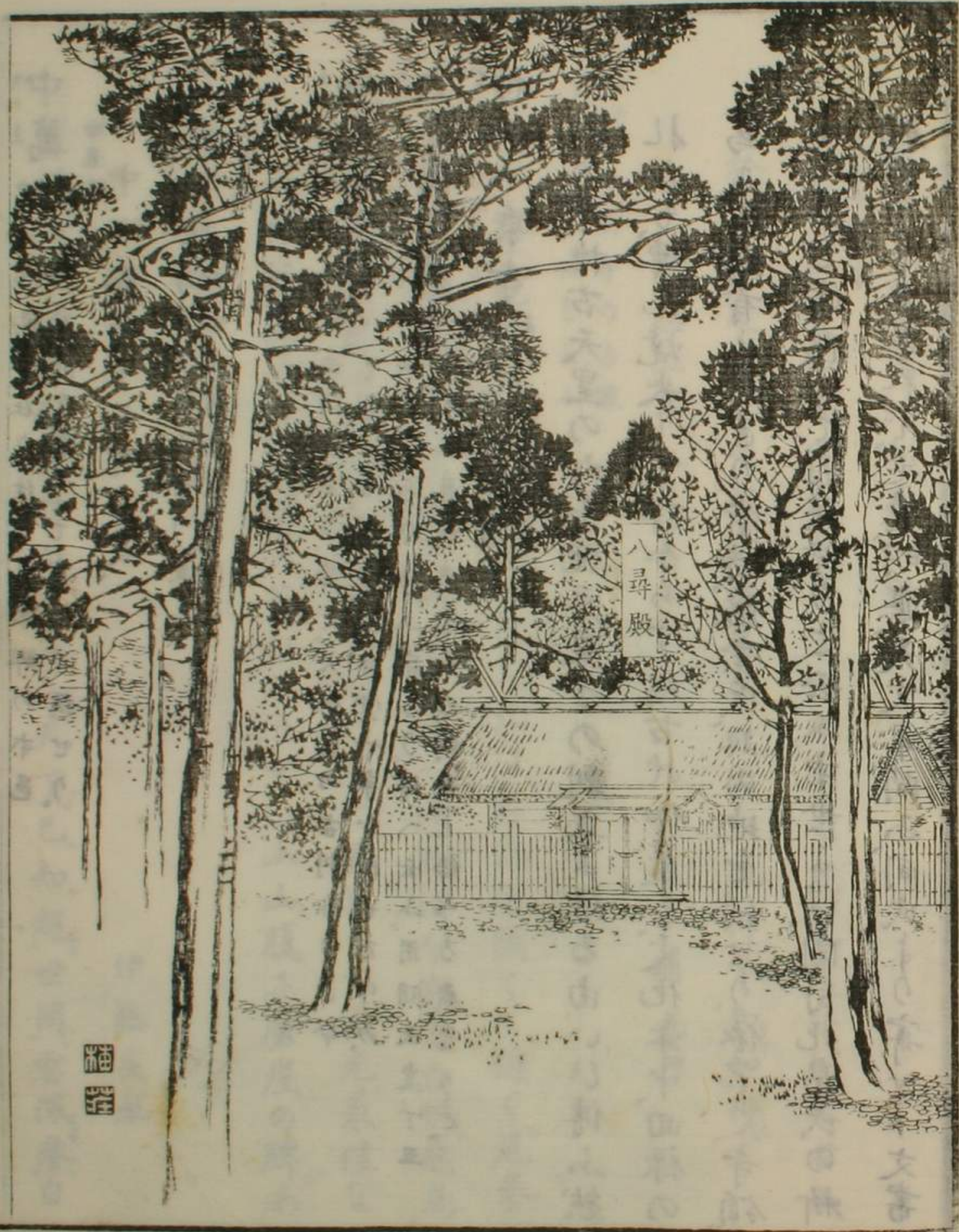
荒妙衣織、

此の機殿多氣郡大垣内村に在り、然兼曆三年に、此の所不移

志りとぞ。機殿の由来、及舊記考證等は、神服織機殿の所不出ず。

神麻績機殿神社同域内に座せり。皇

神山村本村ハ、大字中萬上蛸路、下蛸路



中萬ちうま 豊原の南に在り。往古乳熊郷の本邑なりき。乳熊を轉じて中万と稱せり。

神風抄 中万郷七十二町七反

石前神社いさきのえとや 字戸笠に坐せり。産土神あり。村社に列せり。

延喜式 石前神社

神生山乳熊寺かみいやうざん 同所にあり。昔大伽藍の古刹ありき。今廢れて僅に觀音堂一字を存せるのみ。

太子山聖徳寺たいしやん 同所あり。淨土宗あり。傳へ云ふ。用明天皇丁丑の年九月、厩戸皇子の創立し給へる處なりと。

神山一乗寺かうやま 同所神山の巔にあり。天台宗あり。

此の寺推古天皇の六年、厩戸皇子の創立に係る由いひ傳ふ。然れども傳記焼失して詳ならず。往古大伽藍を文化年中、回祿の爲に盡し烏有となり。當時藤堂氏此の地を領せり。依りて寺領十二石を寄附して再建せりと云ふ。中世には國司北畠氏の祈願所なりき。これを延徳、明應、天文年間、同氏より寄せし文書

を藏せり。今其の一を左に録す。

一乗寺所藏文書

右神山寺山林之事、先年任御寄送之旨、可被存知之者也。

於此法度違犯之輩、可被處嚴科之由、依仰下知如件。

延徳二年八月五日

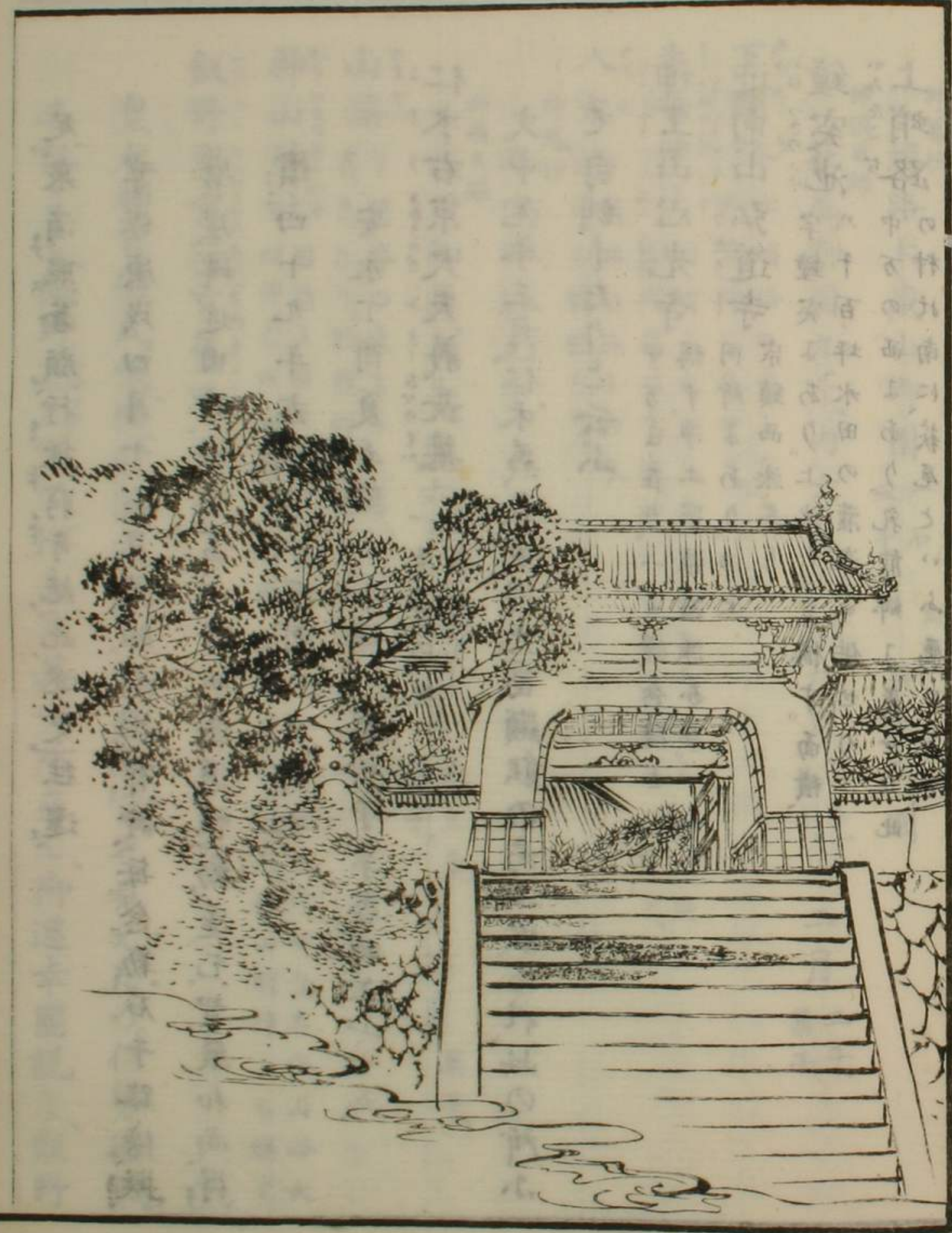
式部少輔 花押

神山かうやま 一乗寺の占據せる山を云ふ。

此の山平地を抜くこと三十六丈。北は勢海を隔て、近く尾参の巒嶂を望み、東を志山を跨ぎて、遠く遠州洋を觀る。白帆飛鳥比如く、群島卧牛の如く、烟波漂渺の間に隱見して、風光最佳なり。一説は是即、飯野高宮の舊趾なりといふ。山腹に磨崖の碑あり。伊藤東屋の詩を勒せり。

伊藤長胤

修林夾回磴、香刹倚神山。味至小天下、已知超世間。雲深參白



一乘寺之圖

足、泉涌照蒼顏、行欲窮、奇絶、此途更往還、

享保庚戌四月十三日、隨師遊、此有詩、每念勒石于路傍、擬磨崖碑、近田時、堀木富、中野明、悠、憑惟、勸、遂乞智嚴和尚、得償四十九年志、誠成人、不可以无壽也、

安永丁酉夏五望 津 奥田子享書時年七十五、

仁木右京大夫義長墓 一乘寺の境内あり、

文中元年三月、仁木義長、國司北畠顯能の為、不敗られ、此の所小て自刎したりと云ふ、

神生山心光寺 中万に在り。一、護念院と稱す。浄土宗。鎮西派あり。

迎向山弘道寺 同所あり。浄土宗。鎮西派あり。

鐘突池 字鐘突。あり。上池とも稱す。面積、八百坪。水田の灌漑に供せり。

上蛸路 中万の西にあり。乳熊郷に屬せり。此の村は南に、萩尾といふ屬邑あり。

神領抄

蛸路大藏山御園、一石、萩尾御園

神領目錄

萩尾御園、九斗、内六月、菓子、九月、菓子、十二月、菓子、

下蛸路、上蛸路の東に在り。

牛峰神社、同所に坐せり。産土神あり。或も云ふ、延喜式内の牛庭神社を、此の社あらむと、

八太、下蛸路の西にあり。神領抄

治田御厨、九斗、

神領目錄

治田御園、九斗、内六月、菓子、九月、菓子、十二月、菓子、

山添、下蛸路の東に在り。舊山副と書きたり。乳熊郷に屬せり。

神山神社、同所に坐せり。産土神あり。今、郷社と列せり。土俗、山添大神と稱す。或も、鑰取明神といひ、又、神山明神とも稱す。

飯野高宮行宮舊趾

皇太神宮儀式帳、機殿儀式帳、飯野高宮と見えたり。伊勢國風土記よ、飯野高宮に作まり、其の所在を、御遷幸圖説よ、飯野

郡神山藥師山ならむと云ひ、勢陽俚諺に、飯高郡下村の神館神明社なりと云ひ、世記講述抄に、飯高郡川俣谷作瀧村なる龍野神社ありと云ふ。いづれも、臆説にして、信あるも足らず。然るも、勢陽雜記に、飯野郡高宮を、松坂より巽、行程二里、山添村あり。神山の北の麓に、所有、神山の明神と。大神宮、宇治へ、御鎮坐ならざる前、先、高の宮に至り、給ふとあり。俗、此、明神を、一鳥居と云ふ。宜なる哉とあり。又、神名帳考證に、神山神社、在、乳熊郷山添村、神山北麓、土民稱、鑰取神、と見えたり。今、其の地形を察する、神山北東麓より、石階を登り、稍高き所、不至れを、東面に、神殿、拜殿、御饌殿等あり。老樹繁茂して、千古の風を存せり。此の社、古、正しく、行宮の舊趾ならぬ。近年、社域を横断して、參宮鐵道を架設せるより、大に、風致を損たり。

大神宮本記

飯野高宮四年奉齋

皇太神宮儀式帳

次、飯高縣、造乙加豆知乎、汝國名、何問、賜支、白、久忍、飯高國

止、白支、即神田、並神戶進支、而飯野高宮坐支、

遷幸要畧

垂仁天皇、廿二年癸丑冬十二月二十八日、飯高、高宮奉齋、

于時、造進、飯野神戶、

安樂 山添村の東に在り、櫛田郷に屬せり。元々、安樂寺と云ひき。

西方山安樂寺 同地に在り。淨土宗鎮西派あり。

天神祠 同寺の境内に坐せり。菅原道真公を祀る社あり。土俗、安樂天神と稱す。毎月十五日よ、遠近より參拜する者多し。

山下 安樂の西にあり。櫛田郷に屬せり。元々、泉村と云ひ、藤堂和泉守の封土なるより、元和中、領主の号を避けて、山下と改めたりとぞ。

神風抄 泉御園、九月、

射和村 本村を、大宇射和、阿波曾、御麻生、齒、莊村の總稱あり。

射和 中万の西にあり。伊佐和とも、伊射和とも書けり。乳熊郷に屬せり。

伊佐和神社 同所に坐せり。

延喜式 伊佐和神社 同書齋宮式 伊佐和社

射陽文庫 同所竹川某の構内あり。嘉永六年、竹川竹齋の創建したる所あり。書籍、及書畫、幅、器物等を藏せり。

澤龜山醫王院射和寺舊趾 同所あり。真言宗あり。

此の寺、又の名を、福眼寺とも、福龍寺とも稱せし古刹あり。今も廢れて、僅し、藥師堂を存せるのみ。中世、國司北畠氏の祈願所かすに依り、長祿、寛正年間、同氏より、此の寺に寄せたる文書數十通、今に、射陽文庫に藏せり。

戴龍山地藏院延命寺 同所に在り。浄土宗あり。

寺傳を按むるに、天平年間、僧行基の開基なり。元々、地子免除、無本寺の大伽藍ありき。堂塔廿四坊、末寺一百餘あり。本尊地藏尊

て、行基の自作ありとぞ。文明六年、僧光譽盛觀之を、浄土宗に改め、知恩院の末寺小列せしめたり。盛觀、夙より、高德の譽あり。國司北畠氏の崇敬淺からざりき。文明十年、諸役を免除せられ、長享二年、寺領若干を寄附せらるるなり。其の後、北畠氏の亡ぶる小及び、諸堂宇、次第に廢壞せしを、正保年間、僧然譽再建したり。いふ、現存の堂宇、即是あり。惣門の如きも、當時、國司より寄附せしものなりと云へり。其の什藏せる文書、此内、信雄の朱印を、左に掲ぐ。

以四目指郷之内、永樂五十貫文、令寄附畢、永代可為寺務者也。

天正拾一年拾月

延命寺

信雄印

萬豊山伊馥寺 同所あり。浄土宗あり。或ハ云ふ。元、延命寺の支院ありきと、此の他、同所あり。天台宗首楞山蓮生寺、真宗

土呂山本宗 寺等あり。

産物 輕粉 粉と稱す。伊勢白

氏經日次記三郡内神税徴納注文の條、白粉燒竈神税とあり。何時の頃より始めしもの。此の地は村民丹土を採り、承合せて、輕粉を製す。近年、國分某之を、米國博覽會に出品し、大に賞賛を得たりと云ふ。

射和村元標

- 第三師團へ十九里一町八間、 三重縣廳へ七里十九町十八間、
- 相可村へ 一里十一町十間、 津田村へ 九町二十七間、
- 茅廣江村へ 一里十四町十五間、 大河内村へ 一里卅五町四十三間、
- 花岡村へ 二里十町五十六間、 神山村へ 一里四町一間、

下池 宇神山谷に在り。周回、二百一間、面積、二千二百二十坪。水田の灌溉に供せり。

阿波曾 射和の西あり。元、岸村、或も、愛曾といひき。乳熊郷に属せり。

夫婦石 同所芋藏に在り。二石、相對峙す。故、此の名あり。

龍燈松 同所岸垣内にあり。一根三幹、高さ、九十八間。餘あり。燈籠の形をみせるを以て、かく名づく。

上池 岩本池 床世池 スゴウ池 山口池 同所あり。共、水田の灌溉に供せり。

庄村 阿波曾の西あり。乳熊郷に属せり。

御麻生園 庄村の西に在り。乳熊郷に属せり。

講述抄、麻園を射和村の西に在る御麻園村是なりとあり。皇大神の御衣を織り奉る機殿御料の麻園なり。

太神宮本記 余時吉比古地口御田並麻園進、

御麻園神人三宅國重、

天喜五年九月十四日、恒例、神御衣、式日闕怠、不供奉事、發

神宮雜事記

字 歛方、御麻生園、預清原、秀延、加出、來天、大神宮、乃天、平賀
奉造、料乃板負、馱、横切、放、已了。
勘中記、弘安七年九月十日條

參院、申、神宮、神服、麻績、兩機殿、御糸、御麻園、神人等、申、為齋
宮寮、被、擗、取、其身、下

紀師神社 同所北山腰に坐せり。土俗、岸御林といふ。

紀師神社 同書齋宮式

下池 字楠に在り。面積、七千三百八十坪許。水田の灌漑に供せり。

漕代村 本村を、大字早馬瀬、高木、稻木、横地、目田、伊勢場、法田の総稱あり。

早馬瀬 古、檜田川の東岸、国道に沿へる村をいふ。漕代郷に屬せり。此の地、驛傳馬を、古書に、ハイマと訓ぜり。

宇氣比神社 同所に坐せり。産土神あり。今、村社に列せり。

醫王山大乗寺 道の右側にあり。浄土宗あり。

漕代村元標

三重縣廳へ六里十町

齋宮へ三十二町

機殿村へ壹里十町

多氣郡役所へ二里二町

檜田村へ二十四町

相可村へ二十九町

高木 早馬瀬の北に在り。漕代郷に屬せり。

神垣神社 同所に坐せり。

神垣神社 延喜式

横地 目田、伊勢場、共に、早馬瀬の南に在り。漕代郷に屬せり。

法田 早馬瀬の南、檜田川、被、川分派の所あり。元、土田と書きて、ハニタと訓ぜり。後世訛りて、ハツ田と轉たりとぞ。

土田御園

稻木 早馬瀬に續け、神風抄、國道あり。

中稻木御園

稻木神社 道の北側に坐せり。産土神あり。今、村社に列せり。

産物紙煙草此の地よ之を

本舗を池部某と云ふ。稻本神社の東隣に住し、壺屋と號せり。祖先の代より、管笠、桐油、合羽等を製造するを業とし、終に桐油を以て紙煙草入を作ることを發明したり。其の年代詳ならず。古き狂詠に、夕立やいせの稻木の煙草入ふるなる光るつよいかみかりかといへり。當時の製も頗質素なりき。近年及び意匠を凝し、精巧美麗の品を出すに至り。共進會博覽會等の内外國に開くる毎よ之を出品せしむ。いつも審査官の好評を博し、賞牌を贈られたり。凡南勢の地方より紙煙草入を鬻ぐ家も、必壺屋此記殊高標を掲ぐ。然せざる時、往來の旅客、顧みる者なりと云ふ。

楔川橋

飯野郡漕代村大字稻木と、多氣郡齋宮村大字竹川との間ふる郡堺を流る、楔川は架せり

中世まで、齋宮群行、及勅使、例幣使参入等の時、大神宮司の卜部

此の川よて修楔したりき。故に、楔川此名あり。又多氣川、竹川、稻木川、あどやも稱せり。水源も、高見山より出で、法田の南よて分派し、一を、櫛田川と名せり。一は、此の所よ至る。下流ハ、阪本、中海、佐田、前野、八木戸、藤原等の諸村を経て、海に入る。其の間、三里弱、濶四十間あり。其の一里許も、八石以下の小船を通すべし。案をるに、此の川を、即、古に櫛田川なり。今の櫛田川を、上よ述べたるが如く、永保二年七月、大洪水の節、分派したる者あり。伊勢勅使部類記ハ、関河、安濃河、雲津河、竹河、宮河と次第し、竹河の分注小、或も、櫛田川といふやあり。延喜齋宮式、江家次第等も、下樋小河、多氣河とありて、其の中間小、櫛田河の目なり。まよ、太神宮諸雜事記ハ、天喜四年九月十日、朝出立之程、逗留在、天麻績機殿、御衣奉納、辛櫃、櫛田河、西岸出立畢とあり。機殿の所在も、今の櫛田川より、遙の東に當せり。され

を、御衣の幸櫃を、機殿より昇き出でて、西岸に立つべき由を。是亦古の柳田川を、今の被川たることの、確たる證あるべし。

延喜式 九齋内親王參入之日、飯野郡柳田河、浮橋者、太神宮司專當。

其事、令神郡人、臨時營作。

太神宮諸雜事記

神服乃御衣式日出立進、天、宇稻木川原、麻績御衣相待之間。

時刻式日已過。

八雲御抄

之、河、伊勢齋宮、御前、川也。

家集

君、つむ柳田川、や乱きたるかみの心もうちと事ぬらむ。

同

もみぢ葉の流る時を、竹河、北瀬の緑もを、かきりけむ。

俊頼 躬恒

同

貞元元年、初齋宮の侍従の、つりやよおせ守るあひだに、八月廿五日、庚申、夜、人々、まわりあひて、あそぶに、心をひの心を、

夫木抄

神代より、色もなごらぬ、竹河のよさを、君よぞかぞへむらむ。

源順

作者未詳

同

後、又誰り来て、みむ竹河、やむは、常も紅葉あたるなり。

定家

歌枕名寄

竹河や湯田跡を、とれむは、多くと山田の系、たねはもねむ。

長明

被川船賃制札

船賃定

一 常水

壹人

壹錢

乗掛人

三錢

馱荷壹疋

同

駕壹挺、駕舁共

同

一 中水

壹人

三錢

乗掛人共

九錢

馱荷一疋

同

駕壹挺、駕舁共

同

一大水

壹人

六錢

乘掛人共

十八錢

馱荷壹足

同

駕壹挺駕昇共

同

常ニ渡錢不取來者小也、自今も取まどきもの、

右之旨堅相守之、若令違背者、可為曲事者也、

元祿十五年正月

郡塚

袂川を以て、飯野、多氣の両郡塚とす。

齋宮村

本村を、大字齋宮、竹川、金剛、辰平、尾池村、上村、岩内の総稱あり。

竹川

袂川の東に續ける國道なり。竹川の名義を、前より出せり。

大櫛森

道の南側よりあり。

被所

道の北側ある田圃の字に殘れり。古、多氣川の修被ハ、此のわたりにて行ひしからむ。

延喜式

五月十一日晦日、隨近川頭為禊、

同書

凡祈年月次祭、使參入者、大神宮司、卜部、祇候、多氣川解除、

愚昧記治承元年九月十四日條

至多氣河、以舟渡之、中於松樹下修禊、大神宮司儲、被物

并座等、予座、繩網緣、半帖、被物折敷、高杯也、王以下、座白緣、

神宮雜例案五月晦日條

齋宮寮竹川御禊事

江家次第公卿勅使條
多氣川被、大神宮司儲、被物

幸橋

園道字花園に架せる石橋あり。被所の東に在る橋故に、土俗、再拜橋といひしを、いつの頃より、幸の字に改めたり。

八雲御抄
さいをひの橋、伊勢

歌地守

頼もき名もある我見て仍け、まつさいをひの橋を渡らむ

太宰大貳高遠

神祕百首

初りつ猶再拜の橋柱まろ名もくるし思ひやまばや

度會元長

花園森

幸橋の北一町許、字蛭の澤あり。

竹神社

竹川村に坐せり。産土神あり。土俗、檜宮といふ。今、郷社に列せり。

延喜式 竹神社 同書齋宮式 宇尔日記 たけ宮

金剛阪 竹川に續ける國道あり。此の村、竹川と、
犬牙相接し、大字齋宮の境界に至り。

齋宮 竹川、及金剛阪に續ける國道あり。往古、齋の宮の
座しませり。志所あるを以て、今に、此の稱あり。

神鳳抄 齋宮柑子御園、六斗、

牛庭神社 道の北御絲道の側、坐せり。或ハ云ふ。本郡牛草村の産土
延喜式 同書齋宮式 牛庭神社

牛庭神社 同書齋宮式

竹都 同所の美稱あり。齋内親王の座しませる竹郷
能因歌枕 竹都を齋宮御所あり。

大和物語 伊勢の國に、前齋宮たもしまえける時、堤の中納言、勅使
よてくだり給ひて、

吳竹のよ、此都ときくからに君も千年の疑もな
御返をきかず。彼の齋宮のたもします所ハ、たけの都とか

むいひける

夫木抄 思へた竹の都を霞みつゝ、志め此内なる所代のけきを、俊頼

同 常磐ある竹の都、此石なれ、嬉きふをなきてぞとる、同 俊成

同 竹の宮まがきにうゑて子代までも祝ひ、初めむはの思を、俊成

齋宮寮舊趾 同所、在り。國道の南
北、數十町、且れり。

延喜齋宮式を按むるに、凡溝隍、四邊、列植、松柳、と見えたり。齋宮寮
大垣の外を、四方、溝隍を繞らし、松柳を並べ植ゑてあり。其の
志る。其の舊趾、就いて檢むるに、東の境を、鈴池といふ。西は、國
道より、坂本に至る路の東傍を、限とす。北を、字、ゆうざむ、堀といふ。
南も、天正年間、北畠國司の臣、乾某、居を占めて、田圃を開墾せしよ
り、人民次第、移住して、遂に、一邑をなす。西堀本郷と呼べり。其の
四至の處々に、渠濠の趾とも遺り、又、御館、御川、上園、下園、井戸屋敷、

柳原等の字も存せり。これ齋宮寮内中外三院の舊蹟あり。

因ふ云ふ。今道の北側ある叢林中、小祠あり。土俗野宮と稱せり。野宮とも齋内親王伊勢群行の前に、宮城外の淨野にて齋戒志給ふ御殿の名あり。當國にあるべき筈なり。さるを此の地を野宮といひ、齋宮の舊蹟と志たるは、康永參詣記の文を誤解して、後世好事家の附會したるものなるべし。

康永參詣記

齋宮ふまゐりぬ。古の築地の跡と覺えて、草木の高き所あり。鳥居も倒れて、朽ち残りたる柱の、道は横たをまゐるを、人だにもかくと知らせずむ、只伏木とのみぞ見てをぎなま。齋宮と申すを、たえて久しき趾なりしを、近頃再興有るべしとて、花やなる風情など有りしども、芳野山の櫻、常なき風よさを、それ暖峨野の原に女郎花、あだある露よ志ほ色しければ、野宮の名乃

み残りて、齋宮の御降も及むず。神慮のうけおぼしめさぬ政なりけりとも、此の時こそ思ひ合せ侍りし。是を、近き程の事か也。

齋内親王

齋内親王も、崇神天皇の皇女豊鍬入姫命を以て、始とす。垂仁天皇の皇女倭姫命代り立たせ給ふも及び、大御神を戴き奉り、諸國に名山大川を巡行志給ひて、御鎮座地を覓め給ひ、終に、伊須須の宮に鎮め奉らせ給へり。此の皇女も、一百三十年の久しき歳月を終始、一日の如く齋き奉らせ給ひき。其の御功績、古典も顕著あり。次小景行天皇の皇女五百野姫命代らせ給ひぬ。御三代、既よかくのごとし。是より、定典となり、御代々の天皇、未嫁に皇女を卜定し、大御神の御杖代として齋き奉らしめ給へり。

七十一代後醍醐天皇の皇女祥子内親王の時に至り、元弘の乱ありしは、野の宮より退下志給ひて、伊勢への群行を得せさせ給もざりき。是より後、齋宮を定めさせ給ふこと、遂に廢れたり。維新の際、物ごと、總べて、昔より復さざりしども、齋宮を興し給もざりき。いかなる由小の。今齋内親王の濫觴、及其の稱の異、左よ、あろものを、歴史中より抄録して、

日本書紀崇神天皇條

六年、先是、天照大神、倭大國魂二神、竝祭於天皇、大殿之内、然畏其神勢、共住不安、故以天照大神、託豐鍬入姫命、祭於

倭笠縫邑、仍立磯城神籬。○下

古事記 妹豐鉏比賣命者、拜祭伊勢大神、神之宮也、

古語拾遺

仍就於倭笠縫邑、殊立磯城神籬、奉遷天照大神及草薙劍、令皇女豐鍬入姫命奉齋焉。

日本書紀垂仁天皇條

廿五年三月丁亥朔丙申、離天照大神於豐鍬入姫命、託于

倭姫命。

古事記

次倭比賣命者、拜祭伊勢大神、神之宮也、

日本書紀景行天皇條

二十年春二月辛巳朔甲申、遣五百野皇女、令祭天照大神、

同書雄略天皇條

元年春三月庚戌、○中推足姫皇女、更名、考、幡、是皇女侍伊

勢大神祠。

續日本紀

大寶元年二月己未、遣泉内親王、侍於伊勢齋宮。

同書

天平二年秋七月癸亥、詔曰、供給齋宮年料、自今以後、皆用

同書

官物、不得依舊、充用神戶庸調等物。

寶龜三年冬十月己丑、以酒人、内親王、為伊勢齋、獲居春宮

齋宮。

日本後紀

延暦十五年二月乙亥、齋内親王欲歸京、造頓宮於大和國、

日本後紀

大同元年十二月壬寅，以大原內親王為伊勢齋，內親王。

天長五年二月己亥，宜子女王奉定齋王。

延喜式

九天皇即位者，定伊勢太神宮齋王，仍簡內親王未嫁者，卜

之。若無內親王者，依世訖，即遣勅使於彼家，告示事由神祇

祐已上一人，率僚下，隨勅使共向，卜部解除神部以木綿著

賢木立殿，四面及內外門。賢木木綿，所司備之，解除

日時，百官為大祓。同尋常

同書

九齋內親王定畢，即卜宮城內便所，為初齋院，被禊而入。至

于明年七月，齋於此院，更卜城外淨野，造野宮，畢，八月上旬

卜定吉日，臨河被禊，即入野宮，自遷入日，至于明年八月，齋

於此宮，九月上旬，卜定吉日，臨河被禊，參入於伊勢齋宮。

同書齋內親王奉入時祝詞

進神嘗幣，詞申畢，次即申曰：辭別，臣申給久，今進流齋內親

王波依恒例，氏三年齋比清麻呂御杖代止，定氏進給事波

皇御孫之尊乎，天地日月止，共尔常磐尔堅磐尔平氣安久

御座座武止，御杖代止，進給布御命乎，大中臣茂粹中取持

氏恐美恐毛申給久申

西宮記

天皇行八省主水供御手水，次御大極殿，御高座，中臣自北

東戶奉麻內侍傳之齋王參入，藏人催輿入，自嘉喜門，停北

戶內齋王着南面座，王幼乳母抱之，天皇召少納言如例，氏

着唐衣裳玉纓等，以次不上髮為童，天皇召少納言如例，氏

氏參進立版，召如常，詞在內裏式，氏昇自東福門前，天皇

以小櫛加王額，藏人仰作物所，令入小櫛篋，內侍取傳奉

加櫛，貞觀例，依櫛物忌云，加櫛之間，天皇示不向京由云，承平攝政

次，天皇召額櫛篋，次藏人頭執件，甚付，內侍內侍取宮開蓋

置御座，左方席上，蓋置北，內侍奉仰進齋王，許申可，近參給

江家次第

南方紀傳

由親王近候御前御乳母奉抱女房椿几帳天皇以櫛刺加其額勅京
乃方仁趣支給奈次内侍以櫛筥給親王乳母之件櫛令夜刺
宣命次大臣令奏可給使王御馬由勅許畢仰外記次長奉
送使令奏路次間非違濫行任法可糺彈由勅許食次聞司
開東面戸次王輿入自東福門寄於件戸下次親王出自東
戸乘輿出自昭訓門勅使公卿以下相從女騎等候御後
元弘元年八月廿四日戌刻主上行幸南都又笠置山中宮
赴野宮季房供奉于時一品公主立齋宮在野宮

萬葉集
山邊乃御井乎見我氏利神風乃伊勢處女等相見鶴鴨
野の宮よ齋宮の庚申を侍りけるふ松風入琴といふ題をよみ奉候

拾遺集

琴の音よ峯此松風通ふらいつれの緒より志るそめけむ
郁芳門院伊勢よおそいましける時六條右大臣の北の方あからさまにくたりて侍る時思ひかけぬ鐘の聲のはれあよきこえけきは

金葉集

神垣のあたりと思ふにゆふたすき思ひもかけぬ鐘の聲哉
公継卿公卿勅使よて太神宮に詣て帰り上り侍りけるよ齋宮の女房中より申し送りける

新古今集

うれいさもほそまもいろに春まが故里人よどれまがむ
かへト

春宮権大夫繼

續古今集

別るともたちも離れ人志さばある思の烟たうりは
同ト群行の長奉送使よて罷り下りて復奏の曉女房の中へ遠りける

月華門院

なまきても別るよみちの旅衣つゆより外は袖やぬれあむ
伊勢よ御座しける時女郎花を裁ちらきたりけるよ衣へ帰り上り給ひて

権中納言雅長

う忍たきて花の都へ帰りなむ恋かるべき女郎花うな

肅子内親王

新葉集

野の宮よ、久しく侍りたる比、夢の告ありて、
太神宮へ、百首の歌讀みて奉りける、

いよ川頼む心も濁らぬをなとほるせの猶定むらむ

祥子内親王

同

野の宮より退下
の後、雪を見て、

忘はめや林のいぶきの榊葉よゆかけそく雪の曙

同

山家集

伊勢に齋宮おもしまさて、年へにや、齋宮、木立むらり、
さかと思えて、ついで垣もなきやうにありたりけるを見て、

夫木抄

思ひやる齋のまを流りて花咲き残るかきつむらぬ

西行

同

永きよのためーにひらむ鈴麻川越えて齋のまらひの志

家隆

歌仙家集

伊勢の齋宮の、みやまて、庚申志流ひー
小、松は声、夜の琴、ふ入るといふことを、

氣代と天の空まできこゆるは夜ふさき松の志らなりけむ

兼盛

初の冬、庚申の日の夜、伊勢いつきの宮けさぐらひふ
て、松声、夜の琴、ふ入るといふことを、題して奉る歌、

家集

夜をさむと琴ももいる松風、君ふひのれて憂をさうらむ

源順

同

言のそにかけても何の思ひ出づる齋の森の志めけ下草

長明

齋内親王神事供奉

齋内親王神事供奉の次第を案むるに、毎年三節の祭もを、其の
月の十五日、齋宮を由てまゝて、離宮院に移り給ひ、修祓の後、一夜
齋宿をさせ給ふ。かくて、十六日よは、豊受大神宮、十七日よは、皇
大神宮の御祭に仕へ奉らせ給ふ。御祭了りて、奉幣使、宮司等不
祿を賜ふ。十八日、離宮院にて、豊明神事を行はせられ、同日、此の
宮よ還らせ給ふ恒例なりき。

延喜式

十六日、朝饌之後、齋王參度會宮、路邊窮者賑給如常、度
會河參入神宮、至板垣門、東頭下、輿入外、玉垣門、就東殿、
并掃部司、神宮司執、鬘木綿入外、玉垣門、而跪、命婦出受、以
供奉裝束

奉齋王拍手而執著髮又神官司持太玉串入同門而跪命婦亦轉奉齋王拍手而執捧入内玉垣院内就座席命婦若女孺二人陪從避席進前再拜兩段訖玉串授命婦受轉授物忌受執立瑞垣門西頭齋王還就本座官司宣祝詞訖物忌内人奉幣帛案齋王并衆官以下再拜拍八開手次拍短手再拜如此兩遍既而衆官退出就解齋殿給酒食訖入外玉垣門供倭舞先神官司以下及主神司寮官次第舞次齋宮女孺四人供五節舞訖給祿有差其後齋王還著離宮主神司中臣候南門奉御麻十七日參太神宮禊御裳洗河自餘之儀同度會宮事見太神宮式是日神官司獻物即賜祿又奉幣使同賜祿並各有差十八日齋王還宮主神司中臣候南門奉御麻兼供奉大殿祭祇承國司賜物

齋宮寮

齋宮寮をもと齋官司と稱しき天平十八年八月、始めて寮を置のまたり齋宮頭も大寶二年正月、後五位下當麻真人橘の任せらけしを始とす寶龜二年十一月、始めて官舎を此の所に造築せらる。延暦四年、造替の時、は造齋宮長官を置られたり。天長元年、多氣齋宮は大神宮小離まで不便なり故に離宮院を以て常の齋宮と充てられ承和六年に至り再詔して舊に復せらる。事も古典に詳なり。

續日本紀

同書

大寶元年八月甲辰、齋官司准寮屬官准長上馬

同書

大寶二年正月乙酉、從五位下當麻真人橘為齋宮頭

同書

神龜四年八月壬戌、補齋宮寮官人一百廿一人

同書

天平十八年八月壬寅、置齋宮寮、以從五位下路真人野上

為長官

同書

寶龜六年八月癸未伊勢尾張美濃三國言異常風雨漂沒百姓三百餘人馬牛千餘及壞國分并諸寺塔十九其官私廬舍不可勝數遣使修理伊勢齋宮

同書

延曆四年夏四月丁亥從五位上紀朝臣作良為造齋宮長

官

日本後紀

天長元年九月乙卯詔曰天皇詔旨尔坐掛畏幾大神乃大前仁申給止申久多氣乃齋宮大神宮止離遠天每事尔無便因茲天度會乃離宮遠卜定天常齋宮止須倍岐狀申出事乎恐美恐毛申給止申

續日本後紀

承和六年十一月癸未災于伊勢齋宮燒官舍一百餘宇遣左衛門佐從五位下田口朝臣房富費絹百疋綿三百屯調

布五十端存問齋內親王十二月己酉朔庚戌遣參議從四位上行春宮大夫兼右衛門督文室朝臣秋津奉幣於伊勢太神以齋宮燒損也又去天長元年九月依多氣齋宮遠離太神宮每事無便卜定度會離宮以為齋宮焉今依火災卜定多氣宮地可為常齋宮之狀同令此使祈申於太神宮

延喜式

同書

凡齋宮破壞國司修理若壞破過多在前遣使修造凡寮官人以下春秋祿者以當國神稅充之夏冬服寮家賜之夏男各絹四丈五尺女絹一疋但中等以下女孺各絹三丈今良女女丁各絹三丈庸布二段火炬小子各絹二疋調布二丈冬男各絹一疋三丈綿四屯女絹一疋綿二屯今良女各絹一疋布一段綿二屯火炬小子各絹四丈布一段綿二屯女丁各絹一疋綿二屯庸布一段自餘驅仕丁夏庸布

一段、冬、布一段、綿二屯、

新任辨官抄
齋宮寮内院、檜皮葺、齋王御之 同中院、檜皮葺、寮頭在此 同外院、萱葺屋五

體如
民屋

齋宮寮十二司、舍人司、長官 藏部、同 膳部、同 炊部、同 酒部、同

水部、同 采部、同 殿部、同 藥部、同 掃部、同 門部、同 馬部、同

職原抄
伊勢齋宮寮、無唐名

頭一人、無權官、相當從五位下、

四位五位、殿上人、若諸大夫任之、

助、權、相當正六位下、
允、大、少、

屬、大、少、

拾芥抄

齋宮頭、齋宮寮頭、俗、只稱、
寮頭、不書齋宮字、

和名類聚抄

職員令云、齋宮寮、以豆波乃美
職員令云、主神司、以豆波乃美
職員令云、主神司、夜乃加美官

齋宮寮印



齋宮寮の公文に用うる印章ハ、養老二年に定められし由、續日本紀に見えり。然るども、之を押せる文書、絶えて、世に傳へらる。偶、京都壬生官務家に所藏せる、天喜四年四月の齋宮寮の解文に、數箇を捺せり。此ハ、其の摸影なり。

續日本紀

養老二年秋八月甲戌、齋宮寮公文始用印焉、

延喜式
凡齋王歸京者、寮印授山城國令納、寮司任後、申官請用、

紅葉社 道の北、廿歩許り坐せり。由緒詳ならず。土俗、楠の森といふ。齋宮小、因ある社なるべし。

繪馬堂 道の北側あり。黒木の鳥居を建てたり。傳へ云ふ。察馬を置き一鹿の舊趾なりと。

菅原社 繪馬堂の後あり。此の社を、齋官察官社十二社の内ありと云へど、微證とすべきものなし。

呉竹藪 繪馬堂の北、一町許りあり。

笛川橋 國道ある字笛川の清流に架せり。土俗、在原業平の笛を吹きし所ありといへり。

散木奇歌集 伊勢の齋宮は侍る比、石なとりの石合せといふ事をせさを賜ひけるよよめる。

笛川のいなどりつ見えつるをねよ、糸代を吹き流せとや 後 頼 九條内大臣

良神社 道の北側坐せり。産土神あり。村社に列せらる。

有明池 道より北、二町許り在り。所由詳ならず。この池、地藏院といひ廢寺の境内ありといふ。傍小碑あり。和歌一首を刻せり。

有明池碑 往古茂今毛不易天有明乃池尔波月乃影曾殘連留

寛永七庚寅年 感得國求心

御川池 道より北、五町許りあり。齋官察院に屬せし遺水の舊趾あり。

御川池等神祭 同書 御川水神一前

伊勢の齋宮にて、やり水は花の流れたるを、是ハ何の花の咲けるぞと尋ねて聞えさせよと侍りに詠めち、

夫木抄 流まころ波を搦の花をたてて定めむ事を浮き多る 能 宣

齋王隆子御墓道 道の北側、標木あり。

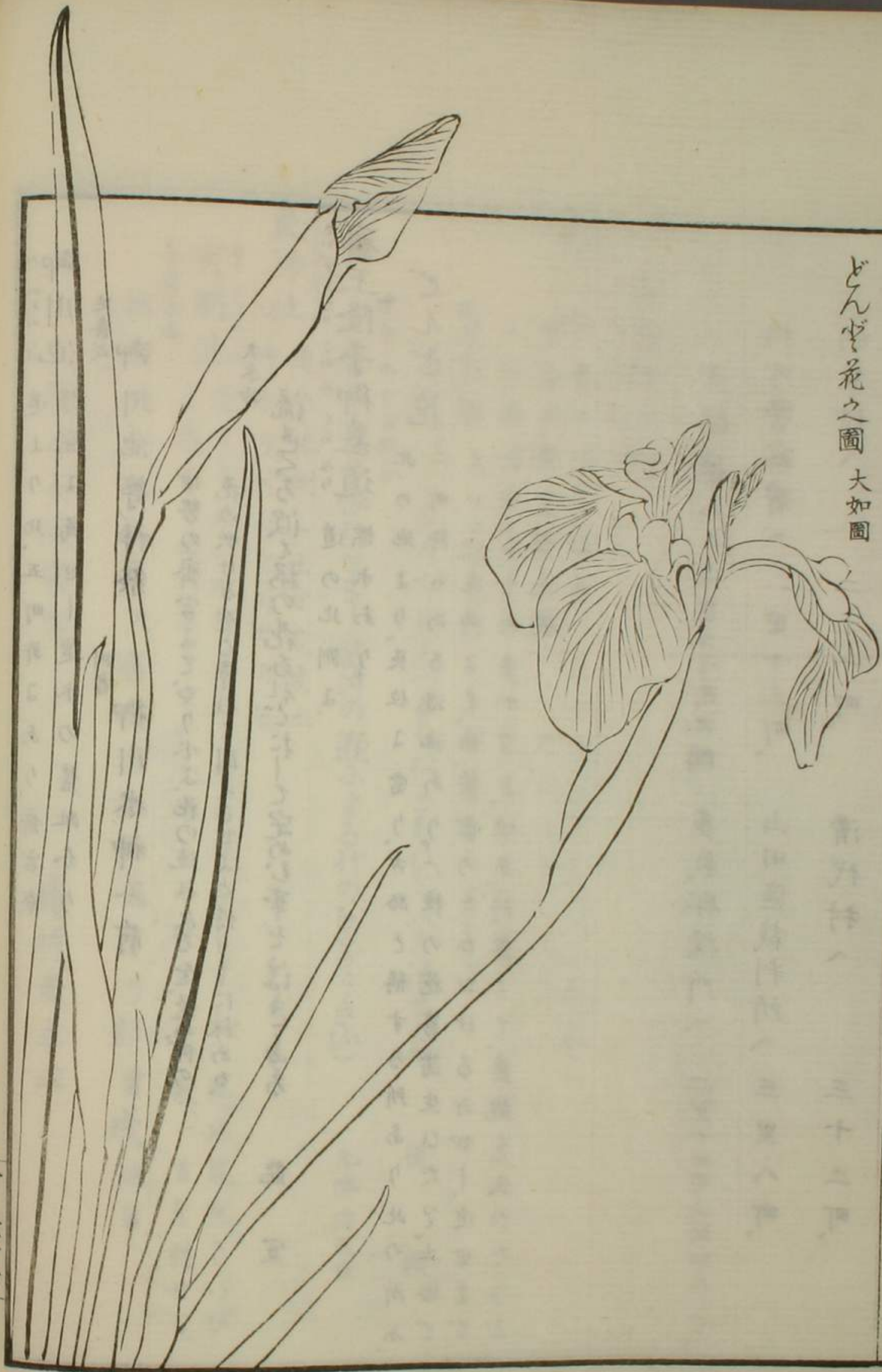
どんど花 此の地より、良位は當り、古路と稱する所あり。此の所、二町許りある沼池あり。一種の花、菖蒲生いた。土俗、どんど花といふ。花時を、恰紫雲のたかびけるが如し。近世まで、人の、杖を曳くもの多かりき。頃年、開墾して、舊觀を失ひたりと

ぞ。これ、齋官察花園の遺趾ならむ。

齋宮村元標

- 三重縣廳へ 七里二十町九間、多氣郡役所へ 二里十四町二間四八寸、
- 相可警察署へ 二里十三町、山田區裁判所へ 三里八町、
- 明星村へ 二十一町、漕代村へ 三十二町、

どんげ花之圖 大如圖



一ノ六十六

上御絲村へ 三十二町 相可村へ 一里二十九町

上村 全剛坂の南に在り。岩内 上村の西に在り。

池村 上村の東南に在り。元ハ、池田と稱し。たりとぞ。字西村と云ふ属邑あり。

池田 御菌 一斗五升、十二月。

平尾 齋宮の東北に在り。平尾も、鱸尾の轉訛なり。又、鱸、鱸、字畫の相肖たるを以ちて、諸書に、鱸尾とも出でたり。

鱸尾城趾 同所あり。此の城、一小、智善寺城とも稱せり。傳へ云ふ。飯高郡大河内城の與力智善寺某の居住せし所なりと。

明星村 本村ハ、大字上野、下有尔、新茶屋、有爾中村、義村等の總稱なり。

上野 齋宮に續け、國道あり。

仲神社 國道を南に距るこ、と一町許に坐せり。

仲神社

長松山安養寺 道の北側にあ、禪宗あり。

傳へ云ふ。徳治年中、京都東福寺の僧大惠、當國奄藝郡窪田郷に、光

安養寺所藏 豎九寸六分 橫一尺四寸二分

安養寺藏書目録

安養寺

送大悟寺可量常任物

班如乳沙衣一 如蓮房道坐具音之一

摺本 起信論 釋論 合十一版

大日經疏二十卷 新大日經七卷 書中

不里漢疏二卷 書中

硯一面

香箱一 鞍一口 口鼻

首髻 漆函一 口鼻

五部大率注書 四卷 百卷 抄本

正和元年七月六日

明山安養寺を創立し、暫、此小住せり。後、靈夢を感じ、其の寺を、真言宗の僧光賢に譲り、己も、此の地小来りて、七堂伽藍を造築したり。天正年中、織田信長の為に、全院を焼き盡されたり。その後、今の堂宇を再建せり。土俗云ふ。舊趾は、國道の南なる叢林の中、在りきと、今、なほ、此の林に中央小、元禄年中、乃建設、又係る、開山大惠の碑あり。面に、安養遺偈曰、高超方便、自證自然、為物應世、八十四年、應長元辛亥年十一月廿二日逝、勅謚佛通大慧禪師之塔と彫り。此の寺、開山大惠の資財状、及、北畠、足利等より、此祈願書を什藏せり。

下有爾 上野、續ける國道あり。字明星と云ふ。

明星山轉輪寺 道の南側、在り。真宗高田派あり。

産物菅笠 此の近村の民、菅を以ちて、笠を編むを、業とせり。販路、頗廣し。

明星村元標

三重縣廳へ 七里廿三町、 多氣郡役所へ 三里十五間、

相可警察署へ 三里十五間、 山田區裁判所へ 二里二十町、

第三師團へ 二十九里、 豐橋衛戍へ 四十二里十七町、

小俣村へ 一里二町卅二間、 有田村へ 一里六町四十五間、

北濱村へ 一里十七町四十二間、 齋宮村へ 廿一町四十六間、

新茶屋 下有爾、續ける國道あり。此の地、旅館、茶店多し。元ハ、下有爾の支邑なりき。故、新茶屋の名あり。

南龍山龍谷寺 道の南、在り。淨土宗あり。

有爾中村 齋宮の南あり。

下有爾、有爾中村、菘村の三村、有爾の本郷あり。皇太神宮儀式帳、載せたる土師器、作物忌麻、續部、其の裔孫、連綿として、此の地に居住し、神宮御料の天の平瓮を始め、年中諸祭典需用の土器を調製せり。其の故實、千餘年、れ久しきを、経て、今、ふ、變る、ま、や

なり。又大祭毎子、此の郷の小兒、水干を著し、兩宮の玉串御門の前みて、舞の形をなすことありき。大に、鳥名子舞の遺風なりといふ。近年廢またり。

皇太神宮儀式版

土師器作、物忌無位麻績部、春子女、父無位麻績部、倭人、

右、二人卜食、定補任之日、後、家被清齋、年中、五處、神宮供奉、

職掌、朝夕、御饌、器三十二百六十口、〇下

同書

陶器作、内人無位磯部、主麻呂

右、人卜食、定補任之日、後、家被清齋、慎供奉、職掌、陶器物

作、進五所、宮之雜器物、合四百六十五口、〇下

神宮雜例集

豐受太神宮、神主

注進、當月十五日、由貴、御料供物、内、有爾村土師、長造、進、

種々、忌物造、入、堀一口、并長敢、支近、隨身宮河、流、没、事、

右、當日申時、土師御器、長、忠、近來、向、申、云、依、例、在、地、陶、土、師、
長等、造、進、今、夕、由、貴、御饌料、供、神物等、運、進、之、間、於、陶、方、物、
者、既、賣、參、畢、土師方、忌物造、納、堀一口、長支近、隨身賣參之、
間、宮河洪水、參宮、人、倫、競、乘、小、船、渡、越、程、河、中、船、漂、流、即、支、
近、并、忌物、堀、沈、没、失、畢、者、爰、禰、宜、等、欲、蒙、裁、定、時、刻、既、來、至、
仍、各、成、議、尋、取、清、淨、波、爾、土、令、當、職、長、敢、忠、近、和、爾、部、枝、恒、
等、造、調、無、懈、怠、供、祭、已、畢、然、而、如、此、之、事、不、可、不、申、仍、注、進、
如、件、

永久四年九月廿四日

禰宜度會神主 〇以下神主九員の連署ハ之を畧す。

同書

第八天、平賀、事

一造、進、事

御器長兼下有爾村刀禰敢貞元解申進陳狀事

依實正陳申御遷宮時為譜代者天平賀役勤仕子細狀

石件事貞元為敢氏之相傳職任先例可勤進也抑大中
臣一門氏人不被兼惣刀禰之職志天無被供奉天平賀勤
之事仍注子細進陳狀以解

仁安四年三月十五日 下有爾村刀禰敢貞元

宇爾郡世古村藝宣舍所藏文書
廳宣 權禰宜常道神主

可早任祭主下知彼使相共致沙汰

祝長久直申天平賀役事

右件事任以前下知等之旨嚴密致其沙汰若猶不叙用者
慕武威輩者為罪科可為觸武家至其外之輩者可改補所

職面直相觸來月十日以前可令注進之旨祭主下知具
也早任其旨彼使相共可致沙汰之狀所宣如件以宣

元亨二年四月廿九日

禰宜荒木田神主花押 以下神主九員の
連署は之を略す

有爾土器長等申散在田地諸役并宮川橋賃事自今已後
所被免除也可被下知旨被仰下了仍執達如件

十月廿八日

左中辨印

祭主二位殿

建久年中行事六月次祭條

從西尅計鳥名子等參候瑞垣御門外方擊志太良叩手也
謳歌件歌之中 歌畢後參候荒祭御前同勤仕其後於
舞姬候殿預饗膳抑年中三度御祭夜饗膳職掌人等請勞
寄戸等勤也

おまゝ余内神供
役名又一人之持申
役今ふ七拾石并
大神宮に古意由
物三季新札如

十一

そまゝ可相勤送
のの件

三季三季
宜八月候之御意申

そまゝ
山形徳政申

大海田水代大刀自神社

同所
坐せり。

延喜式

大海田水代大刀自神社

同書齋官式

大海田社

宇爾櫻神社

同所坐せり。此のあたり
櫻御園のありし所なり。

延喜式

宇爾櫻神社

同書齋官式

宇爾櫻社

神風抄

櫻御園

古墳

宇爾中村の西北ありき。今ハ、
開墾せられて、田圃とかれり。

百鍊抄、玉葉集等ハ、承安二年五月三日、齋王惇子内親王、本寮ニ
薨ト給へり。同月十日、寮頭忠重、之を奏聞せしむ。三日の廢朝
あり。寮頭ニ宣下し給ひて、葬儀を委任せらるたり。後、之を、堀川
齋宮と稱し奉る由見えたり。中村の西北なる丘山ハ、高さ、一
丈三尺許、径、六丈許の塚あり。其の東北ハ、陪塚、大小、五堆あり。そ
レ傍、南北ニ、空溝を通せり。幅、二丈許、深さ、一丈五尺許あり。土俗、
堀川溝と稱す。本村ハ所藏せる、延寶六年十二月の御前移帳ハ、

堀川下畠四段餘、三昧腰發と載せたり。又、近年、此の地より、陶器
鐵器、并ニ銀環等を堀り出さしことあり。竊ハ按むるに、馬上村
字小松に葬り奉りし隆子内親王を、小松女院と號せり。此の例
ハ據れむ、堀川溝ニ葬り奉りしより、惇子内親王を、後に、堀川齋
宮と號せるならむ。此の古墳ハ、つきては、曾て、某等より建言
志することありしかど、終ハ採用せられざりき。

箕村

本村の南
方ハ在り。

東黒部村

本村ハ、大字東黒部、神守、垣内田、大垣内、蓮花
寺、乙部、土古路、柿木原、出間、牛草の總稱なり。

東黒部

多氣郡の北端にて、飯野郡西黒部、及松名瀬の東ニ在り。此ハ、
海面ニ瀕して、塩田多シ。宇河原、篠針、濱垣内等の属邑あり。

吹井松

宇西の越ニ在り。土
俗、根上松と云ふ。

此の地も、千年以上を経たる古松のありし跡なり。北畠國永曾
て、之を賞し、和歌を詠ぜしことあり。今より廿餘年前、村民飯田

羨郷といふもの、舊趾は滅びむ事を嘆き、齋藤拙堂小乞ひて、碑文を作らしめ、又其の趾に、數株の松を植ゑたり。其の松、今ハ、合抱、四五尺不及べり。

拙堂文集

黒部根上松碑記

齋藤正謙

吾勢黒部海濱、舊有根上松、三株鬱然、云是千年以上物、此畠少將國永、嘗觀而賞之、有歌詠、見其羽林咏州、今則亡矣、唯傳其名而已、里人飯田美郷、好古之士也、請余記之、以標其蹟、余於是喟然嘆曰、松壽千年、猶有枯朽之時、人壽不盈百、而欲比之、不亦難乎哉、然朽者身、不朽者名、人或有一倖、非常萬世不朽者、松則不及也、雖然、此松見於名紳集中、其名到于今、弗磨滅、是為水中之非常者、以倖儻人、比之、誰亦為不可耶、乃為書其由、與美郷上之、貞石更圖、不朽云、銘曰

天上天矯人咸仰、松豈唯松耳、人亦有龍

大從より、邊の上に、千年をも経ぬらむと思ふ程の松、二本あり、何たりの人は尋ねけむを、吹井松とも申し、又根のがりの松とも申すなりと、答へ侍りぬ、皆人寄、松戀といふ事をよみけるほどなり、

家集

浦浪も袖をぬき、磯の松ね小顯れて、こひむ物を

同 人よかそりて とひこねむさしもふける此浦風は松よりいづつれあかりたり 同

東黒部村元標

- 三重縣廳へ 五里卅町廿二間、多氣郡役所へ 三里十二町、
- 山田區裁判所へ 五里七町、 第三師團へ 廿七里七町廿二間、
- 豊橋衛戍へ 四十三里十六町廿間、 下御絲村へ 一里四十間、
- 機殿村へ 廿五町廿八間、 西黒部村へ 十八町五十間、

神守 西黒部の南に在り、流田郷に屬せり。
流田上神社 同所を坐せり。産土神あり。清水を坐す流田社の位置と合せ考ふるよいかざあらむ。今定むる小由あり。

延喜式 流田上神社 同書齋官式 流田上社

垣内田 神守の西北に在り。勢陽雜記拾遺に、壺方壺方の御園と垣内村とありと見えたり。

神鳳抄 壺方御園、三斗、

服部麻刀方神社 産土神あり。

伊勢國風土記に、的形浦者、此浦地形似的、以為名、今已跡絶成江湖と見えたり。的形也、即此の邊に地名あり。服部の的形に坐せるより、かく社號は負せしるべし。小祠、二字、東西小建てり。其の一を、壺方社といふ。寶徳三年正月、撰神事日記に、在所、かゝと田まつかた、はぶかた二社と載せたり。まつかたも、麻刀方の訛りて、つぶかた也、即、壺方社のことなり。

延喜式 服部麻刀方神社二座 同書齋官式 服部麻刀方社二座

大垣内 垣内田の東南に在り。

神服織機殿 同所に在り。一は、心尋殿といふ、毎年五月十四日、十月十四日、執行せらる、皇大神宮神御衣祭、供進する和妙衣を織り奉る所あり。

按むるに、大御神、飯野の高宮小坐し、まゝ志時倭姫命、飯野郡長

田郷に、神服麻績の両機殿を建て給ひ、服部連 新撰姓氏録に、服部連、天御中主命

十一世孫、天御杵、命之後也とあり。麻績連 新撰姓氏録に、神麻績連、等、に、御衣を織

命之後也とあり。ら志め給ひしを以ちて、始とす。其の後、いつ此頃より。此の両機

殿を、岸村に移されき。 これ、神名帳なる多氣郡紀師神社ならむ。孝徳天皇の御代、小

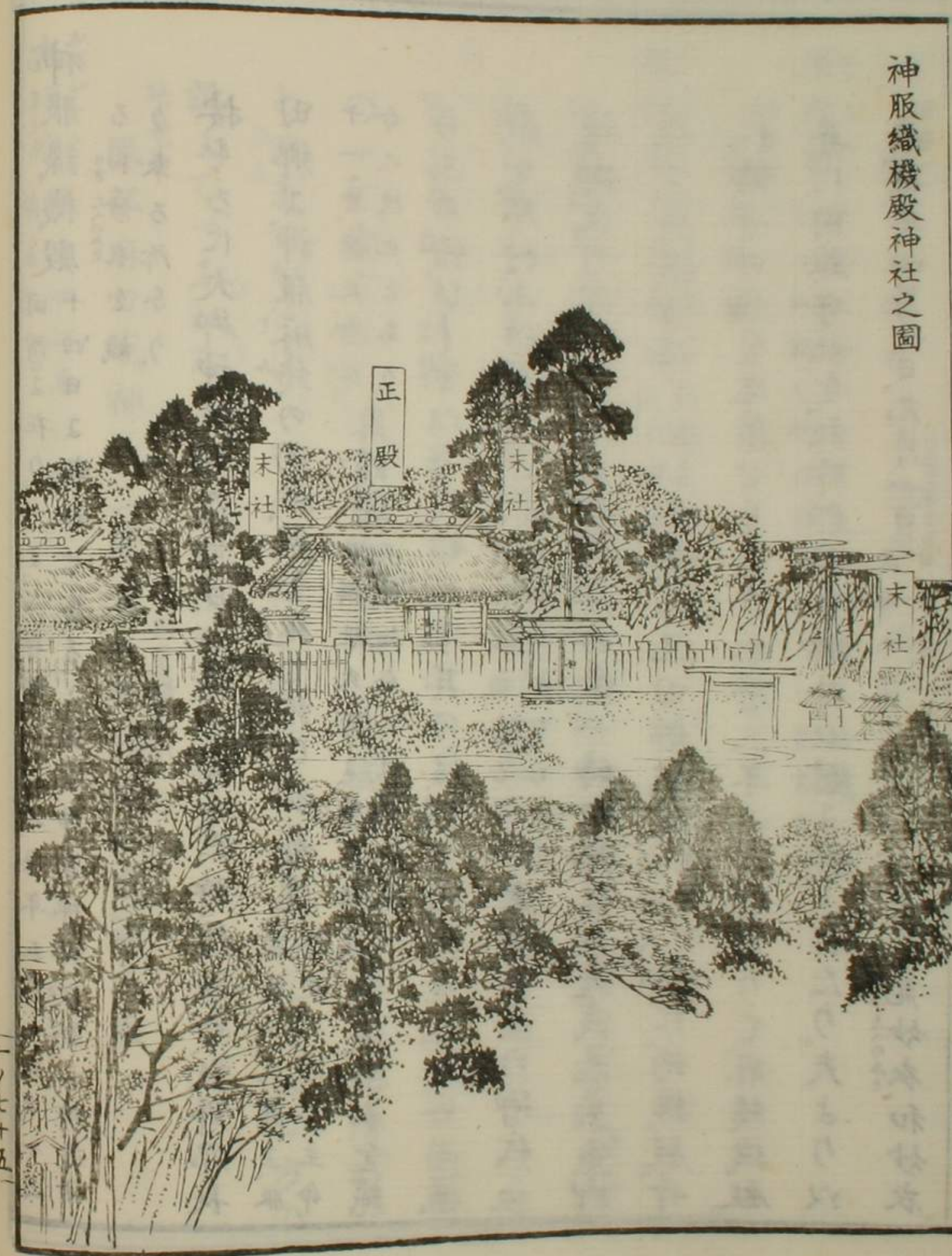
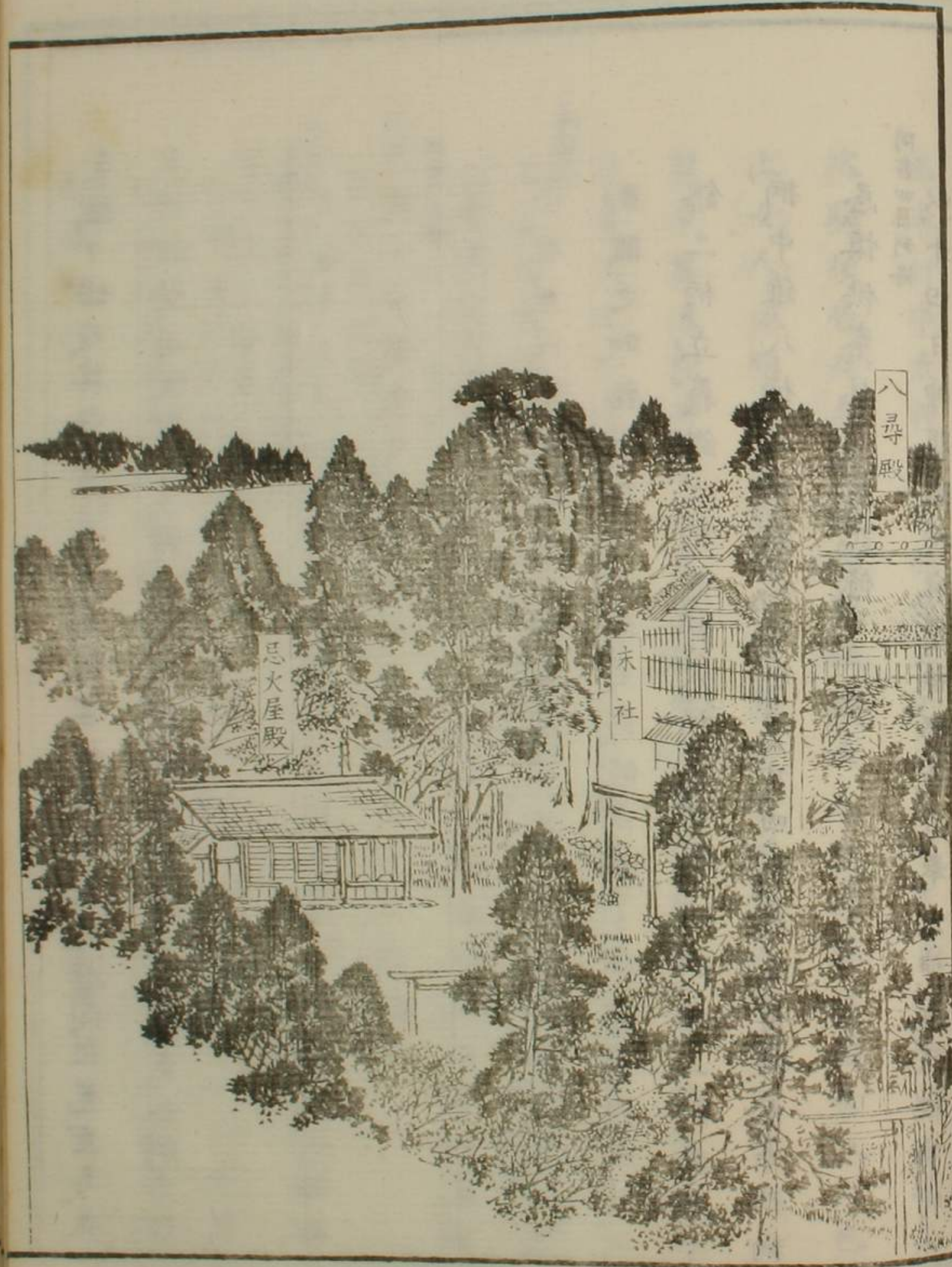
神御衣の調進を止められ、此の儀、一時中絶せり。天武天皇の御

代に、舊儀は復し給ひ、多氣郡流田郷服村 今の垣内村なり。に、兩機殿、并

に鎮守の社を建築せらさき。承暦三年、宣旨ありて、麻績機殿、并

に同鎮守社を、飯野郡井手郷井口村に移されたり。夫より以

来、毎年四月一日、九月一日 改暦の後、五月一日とせり。より、荒妙衣、和妙衣



神服織機殿神社之圖

を織り始め、其の月十四日、神宮神御衣祭の時間に先だち、大少の神部、両機殿より、神御衣の幸櫃を護送する儀式、恒例となす。て、今に、變ることなし。

皇太神宮儀式帳職掌行事條
又、毎年九月、己之家仁養、蠶乃赤引、生糸九鈎織奉、太神御

衣仁供奉祭之日、其宛度會郡、丁九人之料、下

每年四月九月合二時、服織、神部之御服供奉、所仁作奉、御

小刀冊八柄、御錐冊八柄、御杖前冊八口、御針冊八隻、並件、

御服之加、物百九十二柄、又同時同前仁神部等、用使、物、大

銚二柄、立義銚二柄、前銚八柄、大乃未八柄、鉞二柄、大錐十

柄、中錐八柄、三俣錐八柄、小刀廿四柄、已上用物九十六柄、

忌慎供奉具顯月記條
同書四月例條
以十四日、神服織、神麻續、神部等造奉、太神御服供奉、時、尔

玉串、行事、太神宮司、并彌直、宇治、内人等、如行事、波、二月、月

次、驛使、告、刀、与、同、但、神服織、織女八人、神麻續、織女八人、已

上、女人、波、明夜、着、皆悉、玉串、給、即、行列、參入、即、宮司、常、例、告

刀、申、畢、豆、即、持、參入、東、寶殿、奉、上、罷、出、訖、就、座、足、拜、奉、二、月、

行事、同、荒祭、宮、御衣、奉、行事、二、月、驛使、時、乃、行事、与、同、

今義解
孟夏神衣祭、謂、伊勢神宮、祭也、此、神服部、等、齋、戒、潔、清、以、參

織、敷、和、衣、以、供、神明故曰神衣

同書
季秋神衣祭、謂、與、孟、延喜式

四月九月、神衣祭、

太神宮、和、妙、衣、廿、四、足、八、尺、廣、一、尺、五、寸、八、尺、廣、一、尺、

頭玉、手玉、足玉、緒、係、襪、緒、等、絲、各、十、六、條、縫、絲、六、十、四、條、長

五、長、刀、子、一、枚、短、刀、子、錐、針、銚、鋒、各、十、六、枚、著、絲、玉、串、二、枚、

韓櫃二合一合盛衣 官一合盛衣并雜緒 荒妙衣八十足四十足廣
一尺六寸、四十足、刀子針各廿枚、韓櫃一合盛衣并刀子 荒祭宮
廣一尺、並長四丈、和妙衣十三足、髻絲、頭玉、手玉、足玉、縮、祓穢、緒等、絲各八條
縫絲四十條、刀子、錐、針、鉞、鋒各八枚、著、絲、玉串一枚、韓櫃二
合、筥一合、荒妙衣四十足、刀子、針各十二枚、韓櫃一合、

右、和妙衣者、服部氏、荒妙衣者、麻績氏、各自潔齋、始從祭
月一日織造、至十四日供祭

延喜式 眼部等造、二時、神衣、機殿、祭、并、雜用料、

絲一百鈞、倭文二丈一尺是、一種、請、官、庫 木綿、麻各十三斤、四兩二
分已上、絹四疋、四丈二尺、綿四屯、調布九端一丈、商布七十
九段、鐵六挺、砥四顆是、一種、請、官、庫、油一斗、鹽一石、稻六百五十六
束九月、祭、料、防壁四枚、席四枚、神部二人、料、日、米一升二合、

麻績等、機殿、祭、并、雜用料、

麻三十蔓圓二尺、為蔓、絹四丈、倭文二丈、木綿十三斤、四兩二分、
已上、商布七十九段、砥二顆、油八升、鹽一石、稻三百九十七
束九月、祭、料、

右織造、神衣、料、所須、雜物、皆以、服織戶、廿二烟、麻績戶、廿
二烟、調庸及租、各便、分充、太神官司、檢校、若所輸、有餘者、
附、帳、申、上、如有、損戶者、太神官司、量、充、

神官雜例集

一、神服麻績兩機殿

神服機殿在、多氣、郡、流、田、鄉、服、村

麻績機殿在、同郡、井手、鄉

右兩機殿、皇太神宮御鎮座之當初、建立、而、麻績機
殿、承曆三年、被、下、宣旨、移、造、之、見、改、官、地、部、

同三月條
三日、神服麻績兩機殿節供事

同四月條

廿五日、兩機殿神御衣祭御占大祓事、

一日、兩機殿御卜神御衣奉織始事、

八日、兩機殿鎮祭事、

十四日、神御衣祭事、

宮司、內宮正權禰宜供奉、大司車奉納之後、於一殿有饗

膳、神服麻績

同書

一、神服機殿政印事、

左辨官下、伊勢太神官司、

應早令注進、當官機殿印字樣事、

右得祭主神祇權、大副大中臣親隆朝臣、去五月十二日、

請文、偶、太神官司禰宜等、同月十一日、注文、偶、今月一日、

祭主、下文、偶、去、閏四月七日、宣言、偶、云々者、大納言藤原

朝臣師長宣奉勅、件印紛失以後、于今不經奏聞、其旨趣

宜下、知神官、令言上者、謹所請、如件、然則任宣旨次第、下

知之狀、差神官使、令致沙汰之處、今月十日所進申文、并

神部等陳狀如此、子細見于件等狀也、使權禰宜荒木田

神主忠賴、五月十日、申文云、神服機殿神部等同日、注文

云、抑件印、當初神服麻績兩機殿、共以所被造進、歟、於彼

麻績機殿印、昔于今見在也、至于當機殿印、并延曆式正

文、神部等、氏文機殿古沙汰文書者、中比神部近春、隨身

逃脫之由、先條如言上、所申傳也、其後代、神部等、須言

上、其由、哉、然而為遷替職、不申上之間、自然所送年序、歟、

爰道尚等、近年拜任、當職之處、為藏人大夫光隆朝臣、号

有山月寺領、畠官物未進、被檢封、御絲奉納人、面重次、住

宅之尅，依為未曾有事，次第言上了，雖然不被遂沙汰節之間，可注進神事違例之由度，所被宣下歟，是神令然之事歟，縱雖中絕，任式條以三河國神調赤引御絲，可被奉織神御衣，由所言上也，又件印事雖紛失，且任傍例，且依舊趾，可被造進之旨，同以所言上也，而彼兩條代，神部等不經言上之條，雖有遲緩之恐，繼絕為申興廢，苟為當職者，今所經言上也者，仍相副言上，如件者，左大臣宜奉勅，宜引檢本宮之文書，注進彼印之字樣者，宜官司兼知，依宣行之。

嘉應二年八月廿七日

大史小槻宿禰

小并藤原朝臣

神服織機殿神部等解申請廳宣事

壹紙被載

可早任宣旨祭主，下文司符狀，今注進當官機殿印字樣事。

傍麻績機殿印字

神麻績機殿印

副進證文當機殿印字

神服

織殿印

右被，今月二十六日，廳宣，偁去，八月廿七日，宣旨，偁，今月七日，祭主，下文，偁，同，廿七日，司符，偁，子細云々，具也者，謹所請如件，然則件，印字樣事，相尋，傍機殿之處，字樣如此，任其例，於當機殿，印字者，可被造進神服織機殿，印，哉，抑神御衣御糸事，中言上，如件，謹解。

嘉應二年九月廿九日

少神部神服，連公俊正

大神部神服，連公道尚

太神宮諸雜事記

天喜四年九月神御衣奉織之間，日來大風雨頻降，天人民

乃作田畠物併皆損了是則依度、洪水之難也而恒例式日、件御衣為供進、仁麻績乃船人等催雇、天十四日朝出立之程、逗留在天麻績機殿、御衣奉納、辛櫃、櫛田川西岸出立、畢、神服機殿、御衣未出、立給天機殿、御座、以十五日兩機殿御衣、同時櫛田川奉渡、且同日戌時進納於神宮已了、一年之內、二度御衣既式日、過事尤重違例也。

機殿儀式帳

此機殿昔經向珠城朝廷、倭姬皇女、仕奉太神、齋奉飯野之高宮、于時機殿立長田、鄉是處立社、号麻績社、亦名河崎社、是太神御靈也、稱麻績屋姬神、于後機殿遷於岸村、是處立社、号稱岸社、亦是大神御靈也、難波長柄豐前朝廷有裕、以留止太神御衣、然後飛鳥淨御原朝廷大來、內親王齋奉太神、此時始而立此機殿、更發供奉太神御衣、于時更始立此

機殿、天智天皇即位七年八月三日、夜、依兩機殿燒亡、便所造、假殿、九月、御衣勤仕、依宣旨也、其後兩機殿別々立之、相去各卅丈、

神名祕書

垂仁天皇廿六年、興齋宮、于宇治、五十鈴川上之大宮、際、令倭姬命居焉、即建八尋機屋、令天棚機姬神、其子孫八千、姬、令織太神御衣、譬猶在天上之儀焉、謂号宇治機殿是也、

同書

雄略天皇即位廿三年己未、歲春二月、倭姬命自退尾上山、峯石隱坐以來、清寧天皇御宇、遷于神服社焉、

同書

神衣祭者、皇太神宮御座高天原之昔、人面等之遠祖、天八千、姬殖桑葉於天香山、以所蠶之御糸、織供進御衣於太神御垂跡之刻、彼神達奉戴兩具御機具、天降御座之以降、人面職掌人等、為其末葉、以女子者號織子、以男子者稱人

面職掌不違天官之例以四九兩月十四日所謂進之御衣也

同書 神服機殿 在飯野郡流田郷服村 麻績機殿 在同郡井手郷
新任辨官抄 續麻機殿 在續麻郷服織殿村

以上兩殿去外宮百丁許歟四月九月十四日織如網持

參納東寶殿

公事根源四月條 伊勢神夜祭 十四日

是ハ神祇令にのせたり。伊勢神宮祭を以ふ。神服部潔齋して三川の赤引此神調の糸をもて神衣をおる。又麻績の連といふ氏人麻をうみて敷和衣を織りて神明に奉るを神みその祭とて申すなり。

類聚大補任 文永六年己九月神服機殿鎮守神殿御裝束幌紛失攝社

四宮寅宮笛宮幌紛失神麻績機殿鎮守神殿幌御鏡一面

紛失攝社四宮土宮三狐神社御鏡幌紛失

仁治三年假殿記背書康永二年八月條 皇太神宮神服機殿社務少神部神服連公景氏謹言上

欲早經御奏聞被成下院宜於武家停止非分監妨可被處其身於重科極全社家知行被勤仕色々重役等為伊勢國中村紀三郎并相可彌三郎不知實名以下惡黨人等無故令濫妨當機殿内戸田島等間依無新足造替御遷宮御船代引運上以下簡萱等勤役忽及闕如奈神慮難測罪科不輕子細事

副進

一通 惡黨人等交名注文

右機殿者

皇太神官御降臨以來、國家鎮護之靈神、率土撫育之社壇也、因茲、忝垂仁天皇、纏向、珠城、朝廷、倭姬、皇女、受高天原之古風、任天香山之例、可遂行神御衣祭之旨、依被定置之件、内戸田畠等、為被神御衣所天、鉾、神尊、孫致社務、管□□傳、神代之秘訓、每年春秋二季、神御衣織、調進之、□□板造替、御遷宮、御船代御通代引、運上以下、御金物到着時、神寶使供給、及簡萱等勤役、連綿繁多之間、自往古、曾未及他方之違亂者也、而今彼中村紀三郎以下、惡黨人等、不□□此等之次第、施猛威、令濫妨彼内戸田畠等、間色、勤役等、忽以闕怠之条、神鑿殊有恐、嚴刑豈廻踵矣、就中來月九月、内宮御遷宮之前、日數不幾之處、方々重役等無其、新足之上者、彌可及闕如之条、以外之珍事哉、所謂神御物犯用者、八虛

重科歟、謂彼輩等者、無雙之神敵、神郡之惡黨也、總被下院宣、一々被加炳誠、沒收資財等、被靜謐神領、可被懲後昆者也、然則早經御奏聞、被成下院宣、於武家停止彼惡黨人等、非分濫妨、一々被處其身、於重科、穩致社家、知行勤仕色、嚴重之重役、為專天長地久之御祈、粗言上如件、

神服織機殿神社 同域内坐せり。皇大神宮の所攝なり。

出間 大垣内の東に在り。いづま
服部伊刀麻神社 同所坐せり。産土神あり。令村社に列せり。

蓮花寺 大垣内の西に在り。 乙部 垣内田の西に在り。 土古路 出間の東に在り。 柿木原 守神

牛艸 蓮花寺の北に在り。

神風抄
牛庭御菌

牛庭神社 同所ニ坐す。産土神あり。村社ニ列せり。或ハ云ふ。これ式

是ならむ。志らざる。孰あ

延喜式

牛庭神社

同書齋宮式
牛庭社

上御絲村 本村也。大字阪本、馬上、中海、

阪本 齋宮の北

神風抄

阪本御園、三石八斗、五升八合、

馬上 阪本の東

隆子女王御墓 同所ある字小松山、一字寺山ニあり。土俗、小松

塚、又、金塚と稱す。御墓の傍に、陪塚、四堆あり。

隆子女王は、醍醐天皇の皇子三品章明親王の第一女ニ坐せり。

安和二年十一月十六日、齋王小卜定せられ給ひ、奉祀五年、

天延二年閏十月十七日薨せさせ給ひぬ。後、小松院と申し奉

まきり、齋宮寮中絶の後、御墓を拂ふものもなく、永く荆棘ニ委

ねたり。維新の後、至り、諸書を考證して、建言ある者あり、

かば、明治十六年七月、此の處を、まことの御墓と定められ、北域を

修補し、墓丁を置らむたり。

齋宮部類引用古記

安和二年十一月十六日己未、隆子女王、卜定、伊勢齋王、彈

正、尹三品章明親王之一女也、

同書

天延二年閏十月十七日、伊勢齋王隆子女王卒、于齋宮、依

疱瘡之病也、

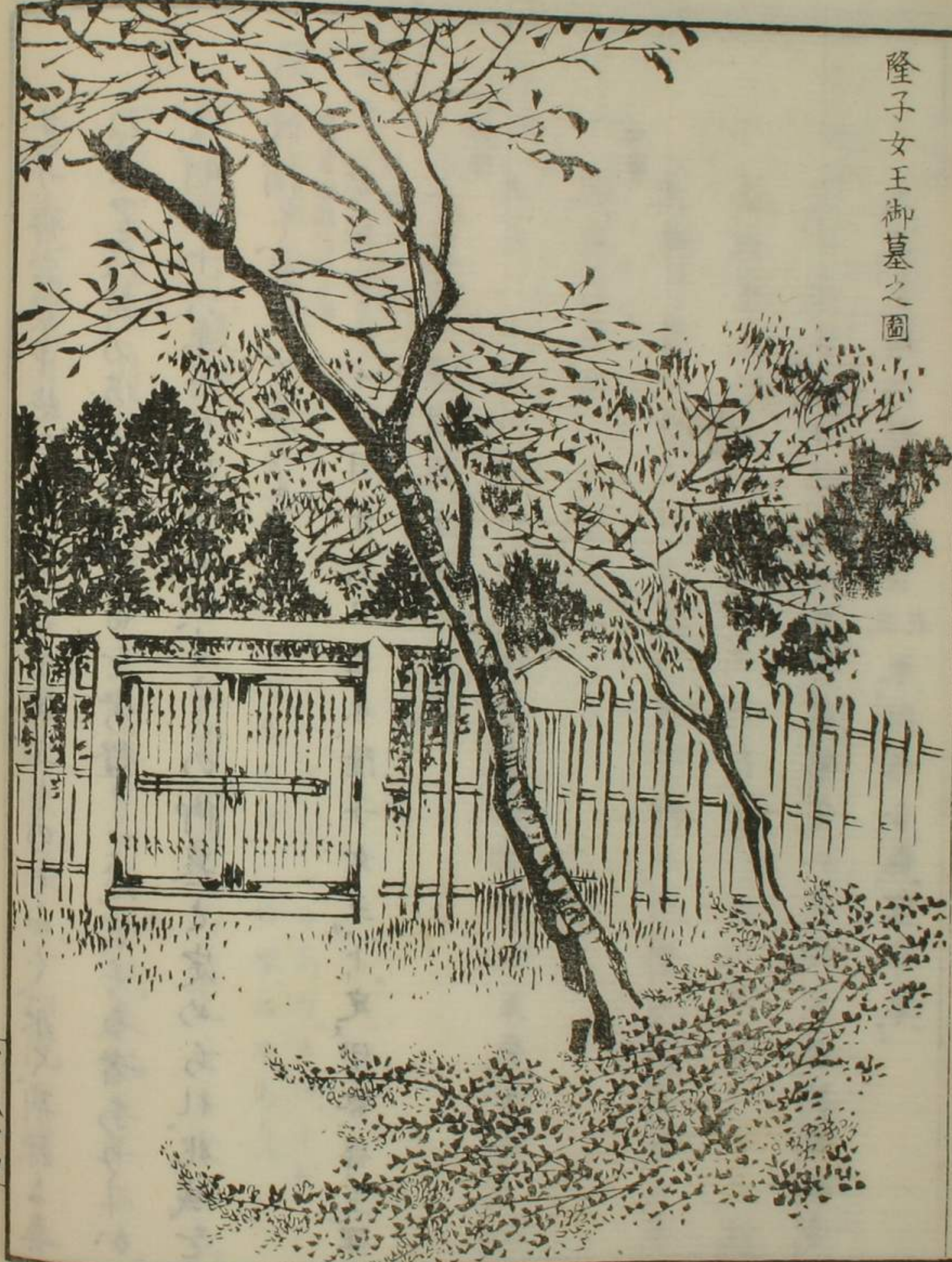
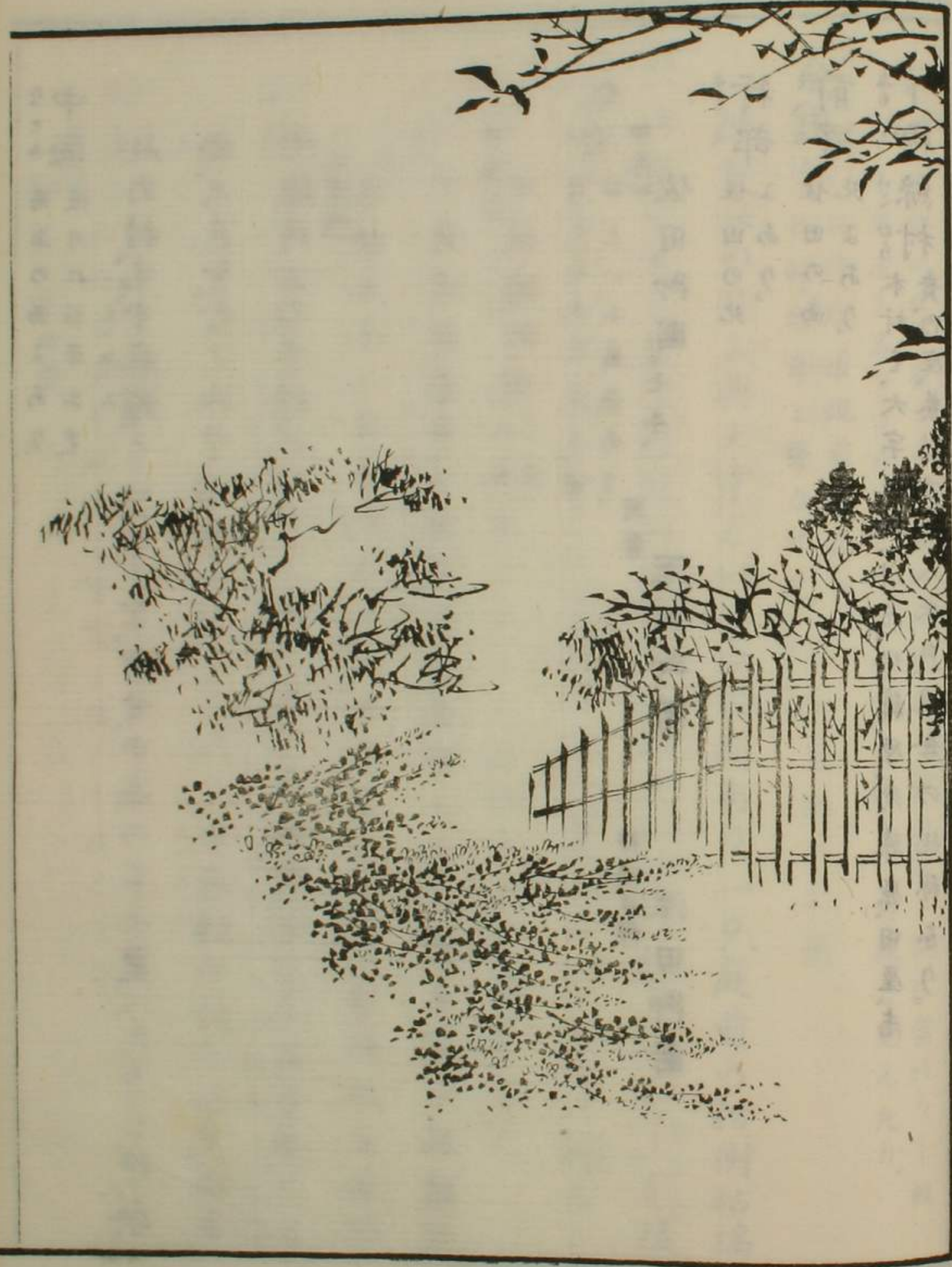
同書

天延二年十月廿七日、參内、民部卿入夜、參入、承定、齋王卒

去後、事、先例於、彼宮、卒去之例、未、勘、得、十一月廿一日未、尅、

有、行幸、事、依、伊勢齋王、卒去、奉幣帛、於、太神宮也、其儀如常、

先是、左衛門督源朝臣 延 參射場、令奏宣命草、



隆子女王御墓之圖

中海 なごみ 馬上の西にあり。被川北沿岸あり。

此の村元、中麻績といひしを、中世、中海の字も更へたりとぞ。今尚、古きをなごみや唱呼せり。なごみを、中麻績の約音あり。往昔

中麻績公の子孫に住せし所も志て、即、麻績郷に本邑なり。
三代實録

貞觀五年八月十九日己卯、伊勢國多氣郡百姓外少初位

下麻績部、愚麻呂、麻績部、廣永等十六人、復、本姓中麻績公

神鳳抄 中麻績御園、二月、十

佐田 さた 馬上の北に在り。深田といふ屬邑あり。

神鳳抄 佐田御園、七斗、同書

深田御園

神領目錄 深田御園

行部 ゆくべ 佐田の北にあり。

前野 まへの 佐田の西にあり。

下御絲村 あも 本村を、大字中村、川尻、北藤原、南藤原、田屋、志貴、内座、養川、濱田、八木戸、根倉の總稱あり。

川尻 かわじり 前野の北海濱にあり。此の村、往古を、被川の下流に當れり。故に川尻と名づけたりとぞ。太神宮本記に、川後と見えたり。

金掛松 かねかけのまつ 同所宇權現前在り。老幹、海岸に聳立せり。

往古、此の所に興王寺といへる古刹あり。一夕、庭前の松樹枯槁、此色を呈し、翌夜、忽蘇生せり。故に、枯槁かけの松といひしを、後今の文字に改めたりとぞ。近村の土民、喪にあひて、忌に關るときも、此の松に詣で、潮水に浴して、垢離を取る慣習あり。

北藤原 きたふちのら 川尻の東にあり。元ハ、北出村と云ひき。被川の注口なり。

神鳳抄 藤原御園、二石五斗、二升九合

南藤原 みなふちのら 北藤原の南にあり。宇中藤原といふ屬邑あり。此の村、被川の下流にありて、海に瀕せり。故に、藤原川口の稱あり。船舶

常小輻 湊せり

御炭山 みすみやま 同所宇烟草にあり。一小丘あり。傳へ云ふ。此の地を、炭を焼きて、齋宮に供せし所ありと、

藻塩草 御炭山、伊勢

夫木抄 行く先をみまこの山を頼むはこれを神小に向けつゆく 作者未詳

中村 南藤原の西に在り。舊
中村 中藤原といひき。
畠田神社 三社あり。北藤原、南藤原、中藤原
の三箇所を坐せり。産土神あり

傳へ云ふ。北藤原、南藤原、中藤原を、舊一村にて、單に藤原村と稱
せしを、いつの頃よの。三村に分ち、産土神も、三村に分祀したりとぞ。

延喜式 畠田神社三座 同書齋宮式 畠田社三座

志貴 中村の南

神鳳抄 志貴御厨、六斗、十 神宮雜例集 志貴御厨

佐岐栗栖神社 同所産土神の境内に座せり。舊、本村の北方ある田圃の内
に鎮座せしを、近世、今の所に移したりとぞ。土俗、舊地を、
るす塚といへり。佐岐ハ、志貴の轉訛して、
志貴よます栗栖神社なりなるべし。

延喜式 佐岐栗栖神社二座 同書齋宮式 佐岐栗栖社二座

養川 志貴の東に在り。稻木川の西岸に沿へ
る村あり。元ハ、養田、丹川の二村ありき。

神鳳抄 丹河御園、四石、四斗、五升、
此、外、神田一町、

石田神社 同所坐せり。産土神あり。令、村社小列せらる。

延喜式 石田神社 同書齋宮式 石田社

濱田 藤原の東、被川を隔て、對岸にあり。
此の地、北ハ、海に面して、風光、最宜し。

神鳳抄 濱田御園、三斗、九、
十二月、

田屋 内座 共に濱田の
西にあり。

八木戸 濱田の南にあり。被
川に沿へる村あり。

神鳳抄 伊呂止御園、九斗、六、九、
十二月、

伊呂上神社 同所坐せり。式社案内記に、八木戸村に坐すとあるに
より、此の地は祀れり。神宮雜例集、及神鳳抄に、伊呂止御
園を、飯野郡の所に出せり。按ずると、舊、飯野郡にて、今、多氣郡に屬し
たる兄國、弟國あり。此の弟國、伊呂止御園にあらざらむ。姑記して、後
の考を
俟つ。

延喜式 伊呂上神社 同書齋宮式 伊呂上社

根倉 ハ本戸の南に在り。大神神御遷幸の時より、由緒ある地あり。詳に、佐々夫江神社の所載す。

皇大神宮儀式帳
櫛田根椋神御田

櫃倉神社 同所坐せり。村社あり。土俗、御玉社と云ふ。或ハ云ふ。櫛田川の南岸なる鉄形村に、天神社と稱する祠あり。是、櫛倉神社なり。

止由氣太神宮儀式帳根倉物忌父の條に、根倉社二所、神殿修理、掃淨と載せ、神名帳考證に櫃當作根在根倉村と見え、神境紀談に、根倉社、根倉村ニ在り。俗に、御玉神ヲ祠ルト云へりと見えたり。太神宮本記ハ、ハ握穂社とあるも、此の社なり。されど、今の櫃倉神社を即古の根倉社と座せり。儀式帳に二所とあるは、産土神國乃御を合せて云へるなり。

因に云ふ。近長谷寺所藏天曆七年の資財帳に、多氣郡十六條、一、當惠里、二十三坪同六反、四至、東限、櫃倉社并岡、南岡峰、西

限、公田北限、櫛田河と記せり。其の條里小依りて案ぶるに、多氣郡の十六條一里を、相可郷の西北に當色り。又當惠里やあるも、今に北牧鉄形の邊なるべし。其の二十三坪の東、即櫃倉神社の所在地なり。

止由氣太神宮儀式帳

根倉物忌无位石部稻依女

右、人行事ト、定任日、後家、雜罪事、被淨、立忌館、造、年別、從春、時始、忌、敬、根倉乃御刀代、田手佃奉、其御田、稻乎神酒造奉、神嘗祭、二所、太神湯、貴乃大御饌、又三節祭、并時、幣帛使參入時、與大物忌共、忌齋敬侍。

父无位石部吉綱

右、人行事、與物忌共、副齋敬、仕奉、又根倉社、二所、神殿造、理、掃淨、奉、年別、祭仕、奉、又十箇日、為一番、宮守護宿直仕、奉。

延喜式 櫃倉神社 同書齋宮式 櫃倉社

國乃御神社 同所坐せり。村社あり。或ハ云ふ。土俗ハ上宮と稱する相鹿上神社也。即、國乃御神社ならむと。

延喜式 國乃御神社

大淀村 本村ハ大淀、山大淀、大堀川新田の總稱あり。

山大淀 八木戸の東あり。

大淀御厨 供祭物三石、六、九、十二月。

佐々夫江神社 同所坐せり。産土神あり。

延喜式

竹佐々夫江神社

同書齋宮式

佐々夫江社

佐々夫江行宮舊趾 佐々夫江神社の近傍あり。今所在を詳よせず。

大御神御遷幸の時此行宮の趾なり。大御神此の佐々夫江の宮に座立時、真名鶴一羽、北北方より飛び来て、夜晝となく鳴き居たり。倭姫命怪み給ひ、足速男命をして、鶴の趾を追えしめ給ふ。

ふ。足速男命至り見るふ、葦原の中に本一株よして、八百穂よ蕃殖せる稻あり。鶴、其の穂を咋ひ持ちて、捧げ奉る形狀をなせり。足速男命還りて、そ此由を復命す。皇女、いたく歡び給ひ、竹連吉比古等に仰せて、其の稻を荊に取らせ給ひ、半を拔穂よし、半は大税よして、御前小懸けさせ給ひき。こま懸税行事のおありなり。かくて、其の葦原をむ、竹連の一族開墾して、根倉比御刀代田と稱せり。根倉物忌、神酒を醸造して、神嘗祭由貴の大御饌よ進る儀式、及、神服織、神麻績、神部、拔穂大税を貢獻せる遺例、近年まで行はれたり。

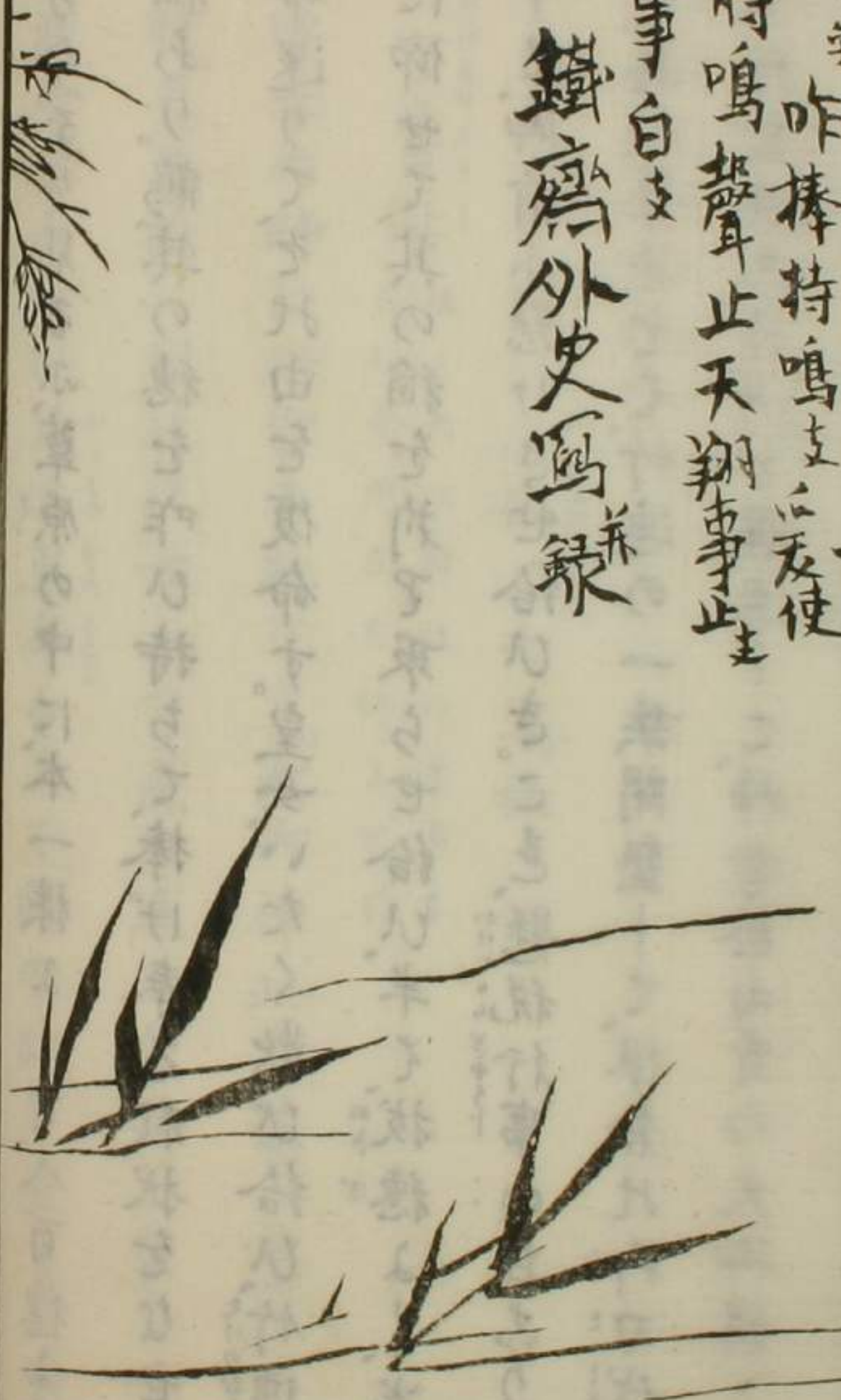
太神宮本記

從其處幸行、佐々夫江、御船泊給比、其處、佐々夫江宮造令坐、余時、真名鶴、天翔從北來、天、日夜不止、翔鳴、爰倭比賣命、異給差、足速男命、使令見罷到見、彼鶴佐々



從其處幸行_三佐_二年江_一御船泊給此
 其處亦佐_二年江_一官造令聖_三余時直_六
 名鶴天翔從北來_三日夜不止翔鳴_五
 命使_令見罪到見波彼在佐_三年
 江之草原中_一還行鳴使到見
 若草原中生稻本波一基為_天末
 八百德茂_字昨捧持鳴_支正及使
 到見顯時鳴聲止天翔事止
 于時返事_白支

鐵齋外史寫錄



牟江之葦原中選行鳴使到見葦原中生稻本波一基為天
 末八百穗茂乎昨捧持鳴支爰使到見顯時鳴聲止天翔事
 止支于時返事白支介時倭比賣命歡詔久恐皇大神入坐
 波事不問奴鳥須良田作奉稻一本千穗八百穗茂出利詔
 天竹連吉比古等介仰給先德拔德令拔半分大稅令苺皇
 大神御前懸久真尔懸奉始支拔德波号細稅大苺号太半
 豆御前懸奉天都告刀千稅余八百稅止稱白豆仕奉其鶴
 住處八握總社造奉支
 慈眼山勸福寺佐々夫江神社の東隣
 佐々夫江橋同所ある竹苗川に架せり。
 神名帳考證云大淀西與行部村間有小入江此有佐々夫江橋と
 あるも此の橋なり今水田の地形不就きて考ふる小往古ハ廣

き江灣かこしならむ御遷幸の時よを御船を多氣郡の北海よ
 也此の入江は沂らしめ給ひしなるべし。
 大淀かいはづ 山大淀の東南に在り。
 倭姫命佐々夫江の宮より御船よて出でさせ給ひしに海面淀
 み小淀きて心々穩かりしを皇女悦び給ひて大與度の社を
 定めさせ給ひき夫より此の濱を大淀とは稱せるるべし。
 從其處幸行余無風浪大御度余與度美豆御船令
 幸行其時倭比賣命悦給其濱余大與度社定給支
 竹大與杼神社同所坐せり産土神也
 竹大與杼神社同書齋宮式 大與杼社
 大淀浦かいはづのうら 大淀の海岸を云ふ此の地昔より名所
 昔男狩の使より歸りきけるも大淀のまゝりに宿りて心

伊勢物語

つきの宮此日らちべにひひりけある、

みるめりるかさやいづこぞ棹さして我は教へよ海士の釣舟

昔、男あてけり。伊勢の國なりける女をえあきて、隣の國へい

くとて、いみづく嘆きけまむ、彼の女、

大淀のまつをつらくも何うかくにうらみそのみもかへる波うか

昔、男あてけり。伊勢國よぶな。いきてあをむと、わりなくひひ

多れむ、女、

大淀の濱よ生ふてふみるからに心をなきぬ語らねども

といひて、まゝてつれなかりければ男、

袖ぬきて海士のかりあすつみけをあふよてやまむとやす

御集

大淀の浦風庭む晴ふ雲井を盾のおくづまてゆく

後鳥羽院

むをめ代齋宮にぐりて下り侍りて大淀の浦よ、みそぎ侍るとて

新古今集

大淀の浦よまづ浪帰らずい松のかたらぬ色をみりや

女御徽子室

風雅集

大淀は濱の志砂を君が代の敷よとれとる浪もよすらむ

俊頼

天文十二年太神宮千首

松よ吹く風も涼しく大よどのけふの御後を神やうけむ

新大納言

拾遺集

大よどの御被いく世に成りぬらむ神さびむる浦の姫松

源兼隆

新千載集

松を淀けうらみて帰る浪よも聲まてきてゆく島が

前大納言

家集

伊勢の海士よとひをきうねど大淀の濱のみるめはさるもあるが

源順

拾遺愚草

つらからぬ松もこあらく大よどの庭むむりにかる浦波

定家

拾五集

志き島やみちるる夕の大淀のさるめはらば蟹の釣舟

荒木田成定

玉吟集

大淀の松の契をうらぬとも今もかたらず帰る浪が

家隆

夫木抄

松を淀の浦路昔閑き暮の日に庭みて踏る松の群立

順徳院

同

大よどはあふきそらふ松風ようりみてのさやほるたね

俊成女

同

おほ淀の松をつらくもかたまねど浪活へぶて、帰る盾がね

雅経

夫木抄

大淀のまつとやつぐる古郷のうらみぬかき

有家

同

木よぞれみらぬはうとくまぬとも浪よかりがね杖を忘るな

慈鎮

小野湊

古歌よも、小野湊、小野古江、小野江橋など詠みたり。其の所在、詳ならず。古来、諸説あれども後ひ難し。延喜齋宮式、五月十一日、晦日、隨近川頭為禊、八月、晦日、臨尾野湊為禊と見え、拾遺集源兼隆乃歌よ、大淀の御禊幾世よなりぬともや見え、又、新古今集齋宮女御の歌此端書よ、大淀の浦よみそぎ侍るなどあるを考ふるに、小野湊も、此の大淀此浦なること疑ふべからず。さるも、齋宮よ近きところり乃海岸よて御禊給ふ例なきをあり。

伊勢記

御禊の橋といふ所有り。これも、霜月の新嘗の祭よ、齋宮、御志ほあみ給ふとて、濱へいで給へるゆゑよ、かくなづ

けたるふり。もとは、爰をむ、小野の古江といへむをの、
江の橋といふをきしてよめる、
うーは汲むつきのゆるふりてや、くちにたりをの、その橋 長明

俊頼朝臣、伊勢の國よまかる事ありて、出でたちける時、人、馬のまなむけ侍りたるよよめる、

金葉集

伊勢の海此をの、ある江よ朽ち果て、越の方へ帰れを思ふ

参議師頼

續後撰集

いざの海の小野此湊の流江のながれても見む人乃こころを

作者未詳

續古今集

湊こす夕浪深し、いせの海乃小野のふる江の秋のそら風

中登御親王

新後撰集

伊勢の海此小野乃湊のおのづから逢ひみる松れ浪のまむか

衣笠内大臣

新千載集

流芦乃末系もみえずなりになり小野の湊の五月雨の比

藤原基任

同

いせの海の小野此湊乃入汐よ流江速く鳴く千鳥うな

藤原為重

歌枕名寄

かゝるふれ小の、古江よこす汐の湊やいつふ春の夕ぐれ

光俊

同

御被さるをの、湊の松よこを幾代もつとよみかりけき

人丸

歌枕名寄

潮むらふ小野の湊は流江は猶こぎうねて泊るいせ舟

光俊

草庵集

伊勢の海やをの古江をさるくと湊をかけて渡ゆる月影

頓阿

大淀八景詩歌俳句等の詠作多けれど、今之を省き、題目のみを掲ぐ。

大淀橋夕照 迎接寺晚鐘 業平松夜雨 辨天晴嵐

川口歸帆 新田落雁 金比羅秋月 猿山暮雪

業平松同所の海岸あり。

此の海岸、數百年の星霜を経たる老松ありき。土俗、業平松と呼べり。在原業平、大淀の濱より、尾張の國へ渡らむと一ける時、此の樹下よて、送別を受けしによりて、かく名づけたりとぞ。其は樹、延寶年中の大風よ、轉倒せしむ、代官古郡重年といふ者、代の松を植ゑ志めたり。今の松、即、是あり。度會常和、其の古材を以て、文臺を作りし由、舊蹟聞書に見えしなり。同村ある土屋源

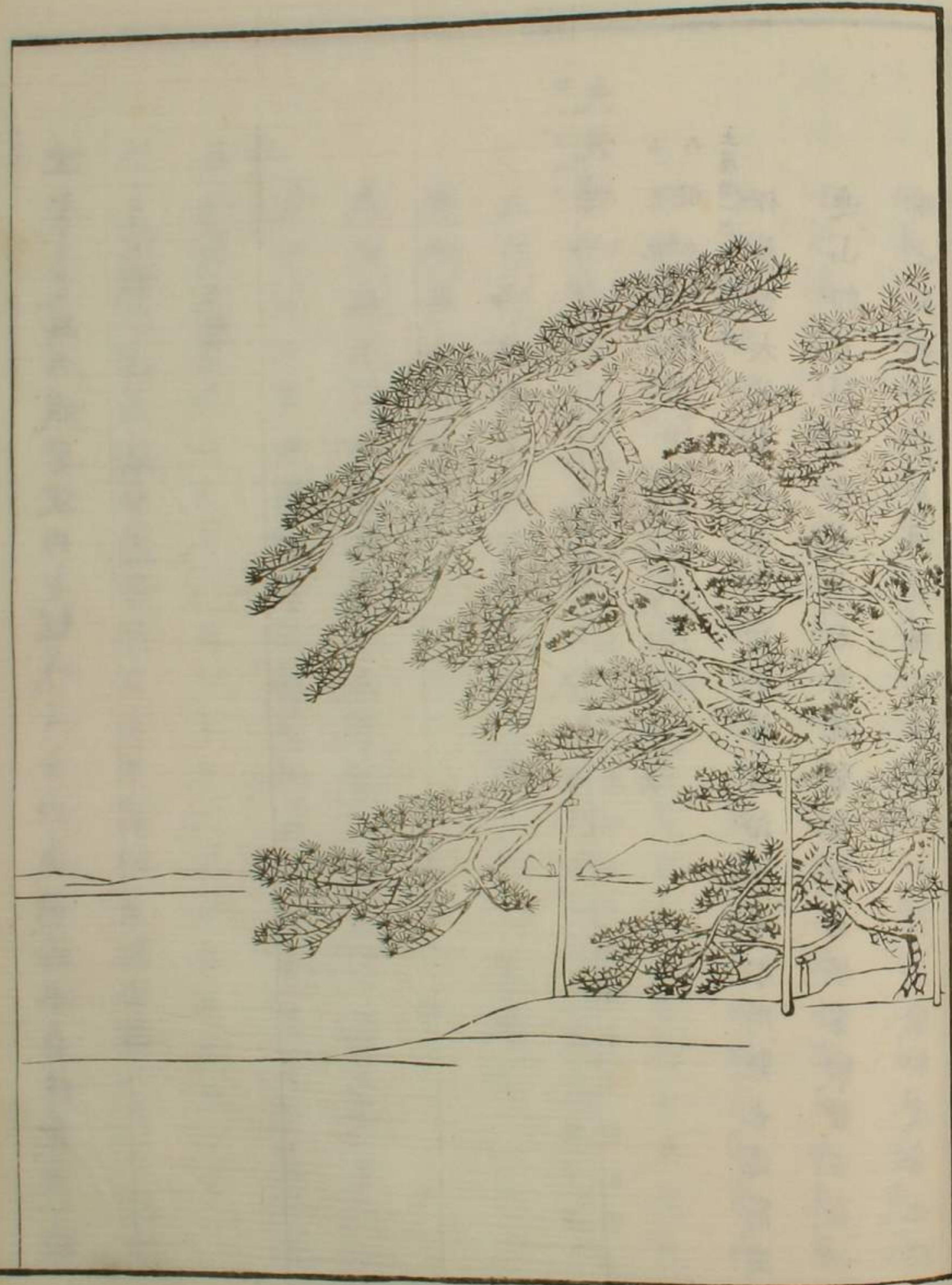
一郎も、之を、硯箱よ製して珍襲せり。大淀の松を詠せし古歌あり。あり。総べて、大淀の所よ出せり。

伊勢舊蹟聞書

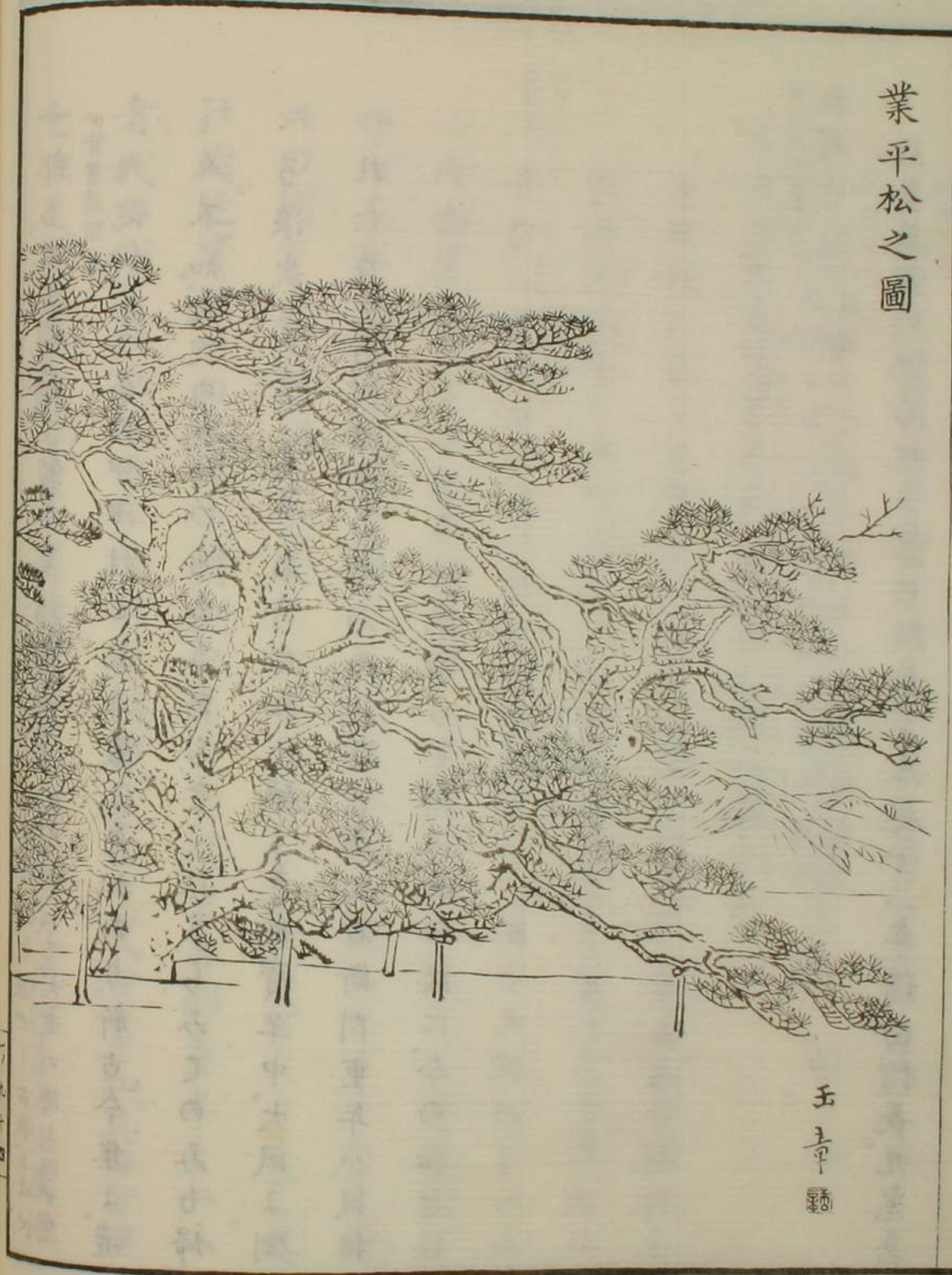
大淀村、俗よ、今於伊津村と云ふ處よ、老松あり。新古今集よ、讀人不知、大淀の松ハつらくもあらなくにうらみてのみも帰る浪哉。是より出で、名所の松と稱しき。延寶年中、大風よ倒れたり。其の比此、是の所乃御代官古郡文右衛門重年ハ、風雅此志有る者よて、名木の絶ゆるを惜み、其の跡に、今の松を植ゑて、二首を詠みたり。幾世へて朽ちにし松と大淀はうらみてかへる浪よとはなや。又、君のため継きてぞかふる大淀の松の千年を八千代そへとて、又、故三位度會常和、彼の倒松を以て、文臺を造ら志めて、其の家に藏したり。

大淀城趾同所あり。天保年間、海嘯の爲に崩壊して、今ハ、僅よ、小丘を存せり。

北畠具教の隠居せし岩の趾あり。永祿十二年、織田信長、九鬼嘉



業平松之圖



玉
上
平
額

隆をして、此の城を攻めしむ。城兵安西昌綱、鈴木貞経等、勇を振
ひて防戦し、終に敵を退けたりとぞ。當時具教の與へたる感状
あり。左に掲ぐ。

大淀名勝誌

去九月七日、九鬼右馬允、艦兵船攻討其表之處、忽嘉隆勢
及敗走之條、偏在爾等之武畧、宜令感入、畢追可有中賞之
沙汰者也、仍如件、

永祿十二年十一月廿一日

具教印

大淀碑

加納藩士飯島惟方、此の碑を建てむとして、林信言、撰文
を乞ひたり。彫刻、已ふありて、大坂より回漕せる時、紀州浦
ふて沈没したりとぞ。村民土屋氏、其
の招本を藏せり。仍りて、左に掲ぐ。
土屋源一郎所藏墨本

伊勢州大淀者、海濱廣斥也、昔者沿派舟船所聚也、海窮處
連山、即天照皇座在焉、志摩尾張參河、島嶼峯巒、歷々在一
瞬之間、真壯觀矣、傳曰、垂仁帝遷、天照皇座於度會也、倭

大淀

姫奉之航海風波不起、晏如收港、姫大喜、名曰大淀、蓋取淳

水之義

古今縉紳處士、篇什頗多、盛賞其勝也、傳又稱、在原

業平奉使伊勢、遂往尾張、亦艤于此、後割為四鄉、而中東西
仍稱大淀、及中郡、是也、其港今廢矣、中大淀有松、古老傳云、
初業平將往尾張、齋宮送別樹下、唱和相慰、因號業平松也、
延寶中、為大風所壞、古郡重年為監稅、先在志摩、來就故所、
更植松、數年枝葉茂密、延衰數十武、前後題詠亦若干首、駒
避池、起于業平歌、被禊所者、倭姫禊所、今謁、皇座者、猶修
禊事、應神帝祠、北畠具教始立焉、經石冢中、多小石、石有二
字、蓋佛經文也、東大淀亦有古松、相傳倭姫數來觀海、後人
為之植松、以識其名、曰、姫松、源兼隆歌中、浦、姫松是也、萬
治中枯死矣、龍宮松有祠、土人祈雨、有應云、御絲川、具教疏

鑿屬於政所川、以為固、更名大堀川、四天松、在鄉、四隅、故名、
但西南鶴、巢松亡矣、累々三冢、北畠將安西鈴木中北等戰
死而葬焉、傍有安西烏帽石、今埋沒不見、西大淀佐々辛江、
祠相傳、遷廟之船、來自飯高安曆之所也、中郡城山、具教告、
老而城、此居焉、為織田信長所敗、卒為墟、管神祠、舊在城内、
具教令、圖所、夢立祠、藏焉、城敗而廢、趾尚存矣、及為加納侯、
封邑、舍人飯島惟方、欲勒石不朽、而請予記、然予目未暗覽、
足未踐履、故米、關修齡之所、記載、以次其梗槩、爾、

安永二年九月 大學頭林信言撰

八十歲龍湖三井親和書

孤松山迎接寺

同所あり、淨土真宗あり、此の寺、元ハ、宇防山に在りて、北畠國司の祈禱所なりきとぞ。

大堀川橋

東大淀と本村との界ある大堀川に架せり。元ハ、柳系川と云ひき。北畠具教、嘗て大淀に築き、此の川を渡へて、要

駒除池

害とせし時、大堀川と改めたりとぞ。同所の南道の傍に在り。

傳へ云ふ。在原業平、此の所を過ぎし時、賤の男の馬を牽き
來けるが、池の傍に除けたり、あれど、浅茅生よ、賤の草かる道
せむみ、行きかふ袖よ、駒よけの池と詠たりと。されども、此の
歌の風調、い多く下りて、業平の作とを思われず。恐らくは、
後世の俗謡ならむ。

北濱村

度會郡に属せり。本村ハ、東大淀、柏村、野村、有瀬、村松の總称あり。

東大淀

中大淀の東にあり。

海岸山雲洞院

同所あり、淨土宗なり。

大淀山長光寺

同所、宇中郡あり、淨土宗あり。

柏村

東大淀の西南に在り。舊ハ、加須夜と云ひき。後、轉して、加斯波と呼べり。

神鳳抄 糟屋御菌

加須夜神社 同所よ坐せり。土俗、相殿と称す。

延喜式 加須夜神社 同書齋官式 賀須夜社

野村 東大淀の南あり。

村松 東大淀の東南あり。

神鳳抄 村松御菌

神領目録 村松御厨、上分田二十七町、反別七外、上分十八石九斗、

村松長官古墟 同所の南ある田圃の中あり。建長年間、一禰亘度

補次第記に見えたり。これ、其の居住せし屋敷趾あり。土俗、中川の宮と称して、小祠を建てたり。

村松岸 同所の海岸を云ふ。

夫木抄 村松の濱といふ所よ、せみ貝あるを見て、

浮貝の聲あつて聞け、村松の岸らつ波のひきありを、越前

有瀧 村松の東の海濱あり。漁家多し。

神鳳抄 有瀧御蘭 神領目録 有瀧御厨

殿屋敷 同所の北の海岸あり。寛文年中、山田奉行花房志摩守の

瑞龍山大雲寺 同所あり。此の所を、殿屋敷と云ふ。

空音山本覺寺 同所あり。真宗あり。

豊濱村 度會郡に属せり。新村を、大字磯村、野依、

磯村 小俣の東北あり。此の地、宮川の下流よして、海濱に近

袴田御園 光明寺所藏文書に、袴田御園、又、伊蘇袴田兩村あど

光明寺所藏文書 永、沽却渡、田地新立卷文、事

合、四段者、

所在袴田御園、内小麥生、自南四段目、五段目、六段目、七段目、

右件田地者以去永仁五年二月七日自僧良朝之手讓得之
後進退領掌敢無相違地也爰依有直要用限上件直物永作
主職共所沽渡于道妙房□□□□□□為連券案文相副
之此手繼之中有相殘文書者以□□悉可取渡也若付彼田
地等事稱有一紙之證文成違亂輩出來者即訴公庭可被召
行盛犯之所科也此上者雖至子孫更不可有他妨者也
仍為後代新立券文如件

建武三年二月廿八日

嫡子大中臣 花押

御使藤井弘氏 花押

同文書

永沽却渡新開島地荒野等事

合壹所者弘氏前

所在度會郡伊蘇鄉內村

四至限東弘氏居住乃島土度太郎垣內乃土阿井乃又根

世井太郎之西世古乃通於須久仁川通

直錢貳貫五百文請納畢 花押

件新開島者為伊蘇袴田兩村之總領而任先規傍例進退
管領所無相違也然者全無他妨爰依有直急用限上件直
錢所令沽却于度會菊子實正明白也但彼四至內 先日
安恒仁放券地在之於件地者除之其外雖為立針云作云
荒野可令一圓不愉管領者也仍為未代新立券文如件

延元三年寅十一月二日

左衛門尉永吉 花押

領主假名磯部枝又 花押
在地刀福益家

嫡子 大中 臣 花押

伊蘇行宮舊趾 土俗、權現の森といふ。

倭姫命、大淀の浦より出でまゝして、此の所より御船よせ給ひし時、度會神主は遠祖大若子命参りあひて、玉掬伊蘇國と答へし所あり。皇女、此の所より行宮を建て、暫く大御神を坐さしめ奉り給ひき。此を伊蘇宮といへり。

太神宮水記 從其處幸行伊蘇宮令坐

同書

于時度會神主等祖大若子命参相見問給ふ汝國名何白

百船度會國玉掬伊蘇國止白天御鹽濱並林定奉此

皇太神宮儀式帳 宮坐大供奉御水在所御井國止号

次玉岐波流磯宮坐只

伊蘇神社 權現の森に坐せり。産土神なり。是、伊蘇行宮の遺蹟からむ。或は云ふ。舊寶殿のわきと字せる地ありしを、洪水の爲に、此の所に移したりと。

延喜式 磯神社 同書齋宮式 伊蘇社 天喜廳宣

大宮司館趾 同所あり。今詳ならず。太神宮諸雜事記に、伊蘇館と見えたり。當時の祭主は、大中臣朝臣永輔にて、大宮司

大中臣朝臣宣衡ありき。

太神宮諸雜事記 治曆二年、中夏、以八月十七日、兼日祭主下向 志大司乃

伊蘇館宿居了

靜井 同所伊蘇宮の舊趾より良の方一町許あり。

太神宮本記不見えたる、大御神に奉りし御水の古蹟ならむ。土俗、常々不浄を戒めて、之を尊敬せり。光明寺所藏建久三年の文書に、伊蘇前司 公入道とあり。 大宮司の前職あり また、東鑑、平家物語等に、白拍子靜の母を、磯禪司と記せり。仍りて、後世前司と禪司を混同して、此井を靜の井と訛り傳へたるなるべし。

磯渡 同所あり。宇治山田町よ通ずる渡船場あり。

野依のより磯村の西にあり。
伊蘇郷に属せり。

光明寺所蔵文書
定永財沽渡進田地新立券文事

合五段者

右所度會郡伊蘇郷野依村所在宇河端

直錢貳拾貳貫文愷請納畢印

□□□□□故親父日置安有自御手先年以此賜處□
□後進退領掌于今無相違而今依有直急用限上件直錢
相副次第證文等所沽渡進綾部氏子實正明白也將來更
違亂煩不可有者也仍為後代新立券文如件以辭但於
處分狀者令雖可副渡進者也

建武元年十二月廿七日

嫡子領主日置安垣印

同舍弟日置安重印

野依河田神社同所坐せり。産土神あり。

長徳檢録

野依河田社

檜原かしろ野依の東

土路どろ西條さいじょう檜原の西北にあり。元々二部落あり一は近年

小俣村こまへ度會郡に属せり。本村ハ大字

小俣こまへ新茶屋に續ける國道あり。字を明野、新田、新町、西町、法樂町、横町、
立町、下の町の八つに分つ。西南に掛橋、松倉などの属邑あり。

神鳳抄

小俣御厨

松倉御茵

神領目録
小俣御茵

光明寺所蔵文書

定永財沽却渡小俣御茵内荒田代新立券文事

合口段者

在度會郡湯田郷小俣御茵内字上窪者

四至限東又留 限南限清近後家領 限西薄 限北久留

右件小俣御茵者先祖相傳所領也進退領知之間全無他妨

爰直依有要用限上件直永沽却渡處於大中臣熊丸如件但於次第證文者依為連券不副渡相副案文沽却渡處也仍為後代新立券文如件

延應元年九月十三日

預所□□

領主大中臣氏 花押

郡界 字明野在り。新茶屋と小保との間。本標を立てたり。多氣度會の郡界あり。

明野原 同所國道の北側。ある郊原を云ふ。

明野開墾碑 文政年間妙法寺村に、加藤某と云ふ者ありき。夙より明野の田圃を開き、民戸四十餘戸を移せり。今の明野村是なり。當時小ありて、此の大事業を興せるハ、其の苦心實に想ふべし。詳ある事と、碑文あり。

勢州見聞集

勢州渡會郡有曠原曰明野周回五里寬延年間隣接村長會議各稟其官三分其地其一屬田丸部下其二屬鳥羽部下妙

法寺村加藤氏者家世農豪為大保長曾祖氏定深傷其沃衍而荒蕪與祖父常定私議謀墾闢乎田丸部下之地遂訴官被聽允乃捐貲募鄉夫自奮致力草萊盡闢凡四十二町民請移于此者四十餘戶鬱為聚落名曰明野村明和甲申十月府吏檢視墾田土會以辨九等為百四十二石餘丙戌十二月有命歲以米二石為貢世以一村戶為隸蓋賞其績也氏定既成功之後為菟裘地退隱于此號愚全先是以勤勞之久累進陞獨謁班至俸二十口食於是常定嗣襲全體愚全特賜俸七口食部下以為榮云父幸定嘗謂安定曰廩俸相繼其波及吾儕者父祖之餘澤也豈可不感戴國恩哉故欲刻其功於石以示後昆使子孫勤謹勸農力田而不墜祖先之創業矣汝曹勉旃安定克奉家訓適追父志而乞余文寬嘉其志不敢拒請記其大

略、且爲之銘曰、

明野之原、可以敷藪、于田于園、載耘載耔、

苧蒲發禎、不違農時、善哉孫謀、永世維貽、

文政十三年庚寅四月 田丸司郡總管小坂寛撰

高木常習書、時年八十四、

三重縣勸農場 同所にあり。

本場も明治十三年、三重縣の牧場として、内外種の馬牛を養育し、傍原野を開拓し、馬耕法等を講究する所とせり。近年改めて、三重縣勸農場とい。場内に、農事講習所を置く。氣候も、暑九十六度、寒三十五度。地質も、上層、塩土、下層、赤土、砂礫混せり。段別、四百六十九段約なり。

椎樹 字新田道の北隅に在り。數百年を経たる木あり。土俗、此の邊を稱して、椎の木といふ。道饗神を祭り、此ならむといふ。

惣合橋 字新田惣合川に架せり。長さ、五間餘、幅、二間の板橋なり。

倭姫命、多氣郡土羽村の邊を巡行し給ひし時、河井水寒かりけむ、寒川と名づけ給ひしを、後世、音便して、さうがうと唱へ、終に訛りて、惣合と書くに至れり。此の川、其の御舊蹟の下流なれむ、同トく、惣合川と稱せり。

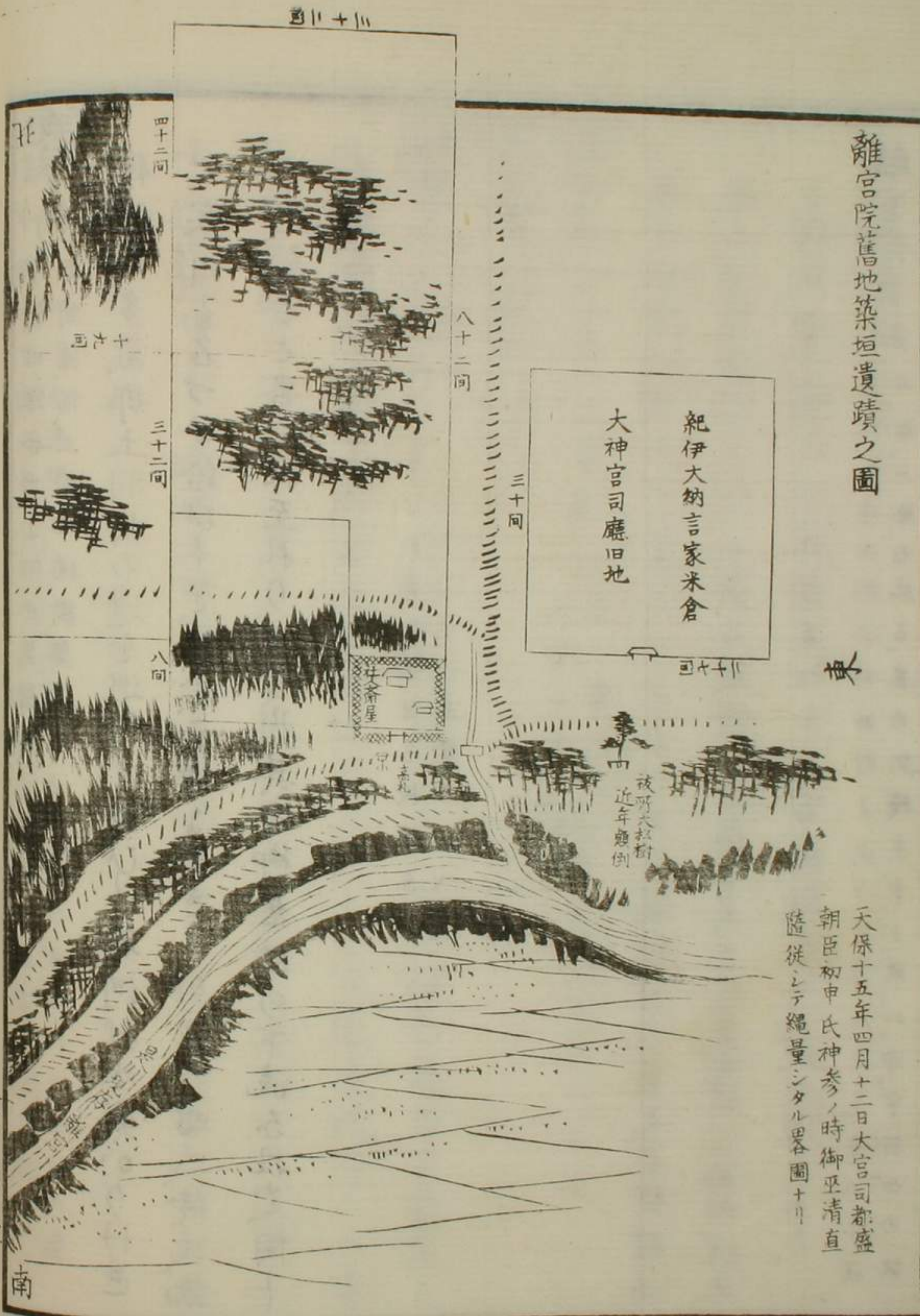
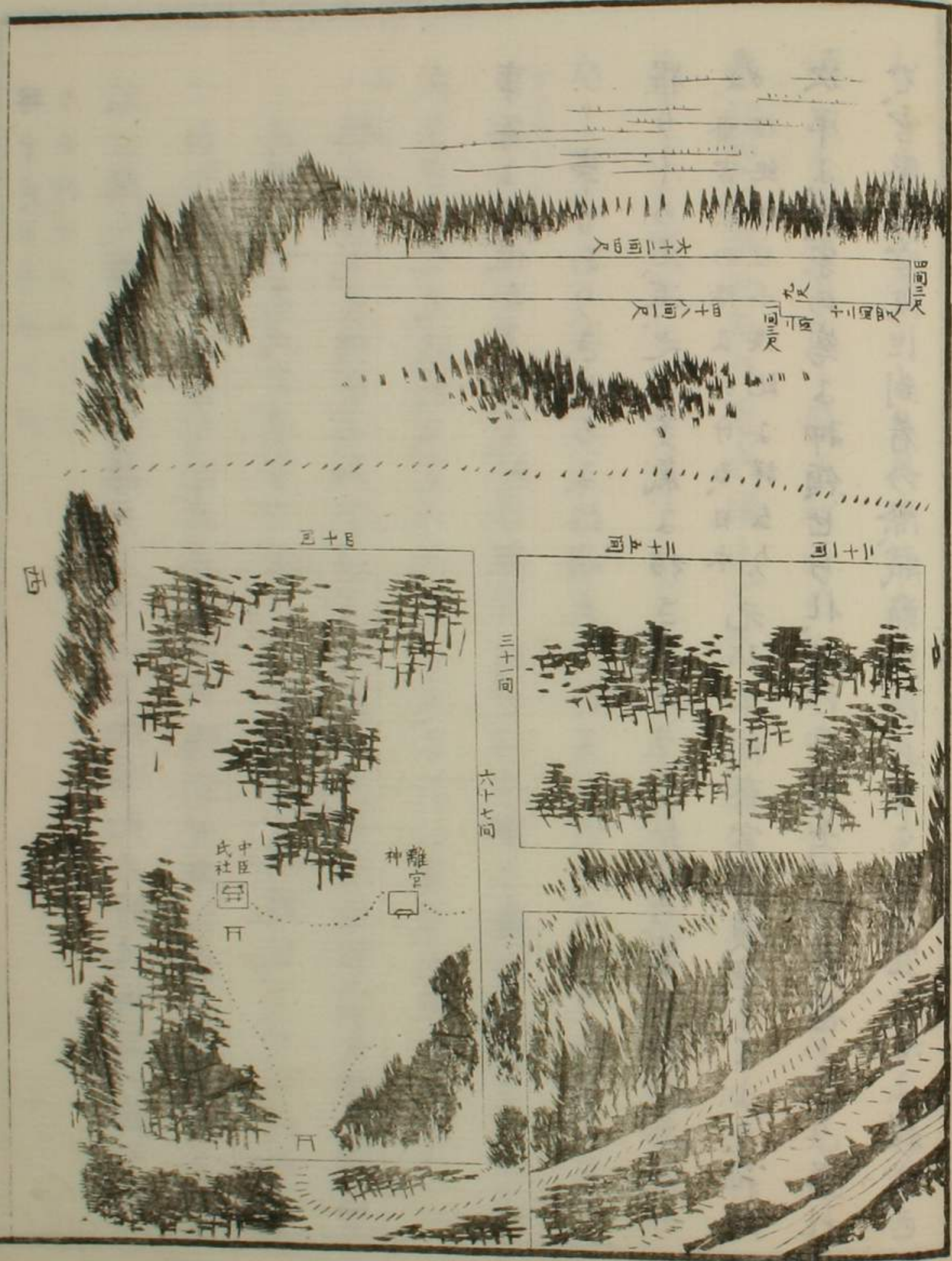
總橋 同所、字惣合あり。國道に架せる板橋あり。元、土橋ありしを以て、今に、土橋と云へり。

天王橋 總橋の次、架せる石橋あり。

參宮鐵道吉川停車場 字稻場にあり。元、離宮院の舊趾なり。

參宮鐵道を、明治廿六年十二月廿一日に開始せり。東も、小俣驛より、西は、津市に及びて、關西鐵道と連絡す。其の延長、總計、二拾四哩あり。停車場、構内坪數、壹万四千三百坪餘。本社も、此の内あり。

離宮院舊趾 舊記に、湯田郷、宇羽、西村に在りしと見えたり。今の小俣の南、上地の北に、其の趾殘る。上地、即、宇羽、西の趾



離宮院舊地築垣遺蹟之圖

紀伊大納言家米倉
大神宮司廳旧地

天保十五年四月十二日大宮司都盛
朝臣初申氏神考ノ時御巫清直
隨從之テ繩量シタル畧圖ナリ

轉レた
るレあり。

離宮院と齋内親王の離宮なり。兩宮御参向の時此御宿の料に設けさせ給へる所あり。元山田原沼木郷高河原に在りき。水害に因り延暦十六年八月、宣旨を給ひて、此の所を移轉せしめられた也。一構の内は、大神宮の御厨、齋内親王此内院、諸司の官舎、驛馬院等在りきとぞ。又淳和天皇の天長元年、多氣の齋宮、大神宮と離隔し、事毎に不便ありとて、此乃離宮院を以て、常の齋宮と定めさせ給ひし事もありき。然るに、仁明天皇の兼和六年に至り、齋宮、火災に罹りしを、再之を、多氣に移されたり。それより、舊の離宮と成りぬ。齋宮寮の條より引ける、日本後紀、續日本後紀より詳なり。元弘年間、齋宮寮廢絶してより、神郡次第に、武家の為に押領せられ、此の邊、兵士の往来甚しかりしを、官幣離宮院に到着の際、賊難は畏ありとて、便宜の地に移さる

むことを、大官司より具申せし由、園大曆に見えたり。また、文明の頃よも、假屋も、已に廢迹、被所の松樹のみ立ちたる由、度會元長に参詣記に載せたり。近き頃まで、築垣濠渠の荒頽せるもの、たゞの志ここに、名残をどいめたりしを、昨年、参宮鐵道停車場に設けらる時、大う取り崩されり。

新任辨官抄

離宮院、驛家也、勅使著之、齋王、參宮、同御、此處、自外宮至、離宮

院、卅六丁、自離宮院至、齋宮寮、又卅六丁、

園大曆

古記、傳、離宮院、事、在、度會、郡、湯田、郷、宇羽、西村、件、院、元、在、高河原、而、依、延暦十六年、宣旨、被、移、立、宇羽、西村、造宮使、大中臣、豐庭、以、大同二年、任、大官司也、神祇官符、伊勢、大神宮司、

應遷造、太神宮、御厨并齋内親王、離宮、諸司、宿舍等事、内、外、院、々

殿舎築垣門々
鳥居等具不記

右被_レ太政官今月三日符_レ傳_レ太神宮司解_レ傳_レ件官舍去寶龜四年改造以來既經廿六箇年皆悉破損加之南北通河暴水汎溢崩壞不少雖加修理猶不全堅徒費人功因之擬遷他處神郡課丁其徭盡役望請充給功食早將壞遷者今所陳合理仍請處分者被大納言從三位神王宣奉勅依請者官宜承知依宣施行

參議正四位下行伯式部大輔左兵衛督近江守大中臣朝臣諸魚

延喜式

延曆十六年八月廿三日

大史從八位下卜部宿禰清成

齋內親王參神宮時館舍者太神宮司並使神戶雜徭隨破修理不得以致損壞

朝野群載

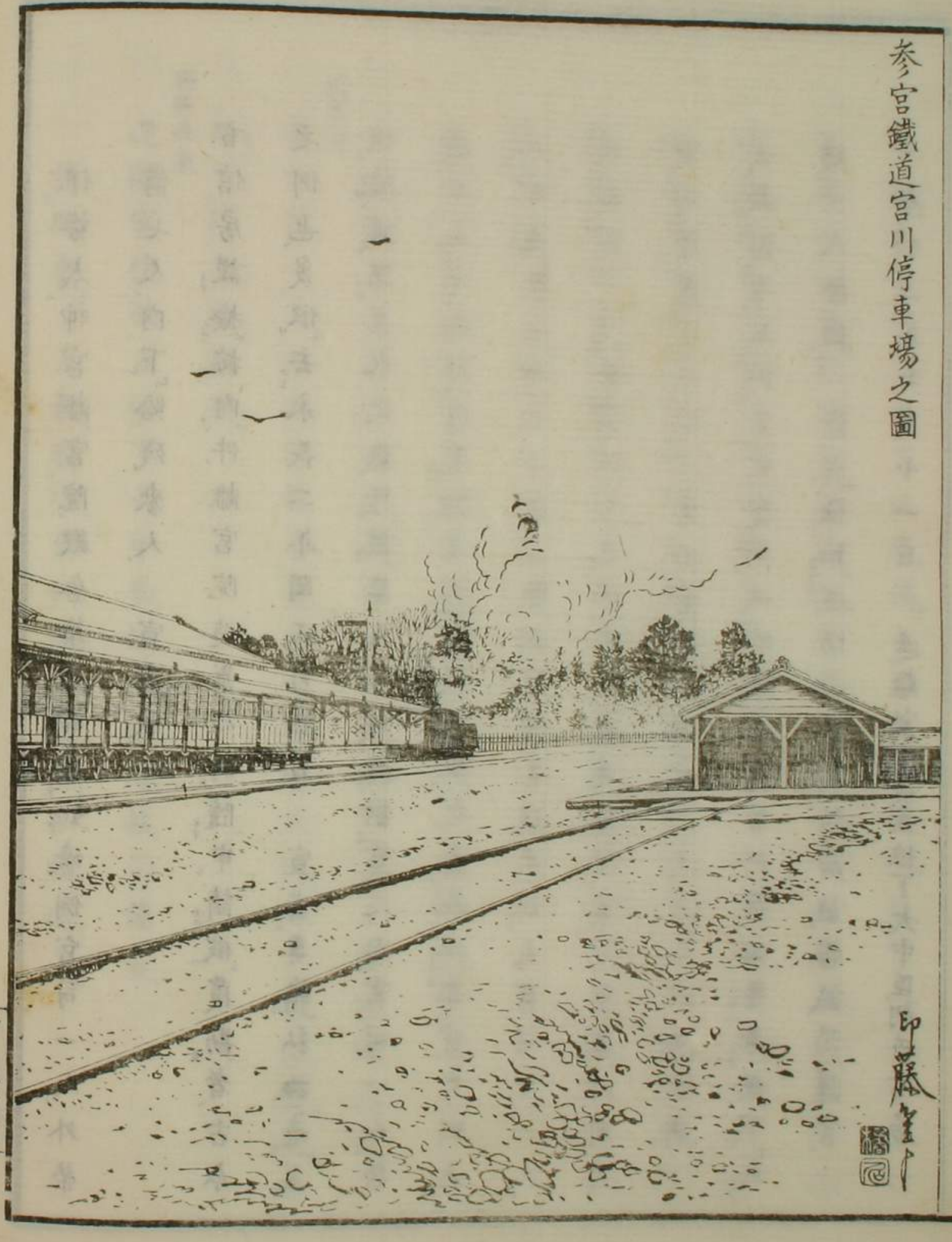
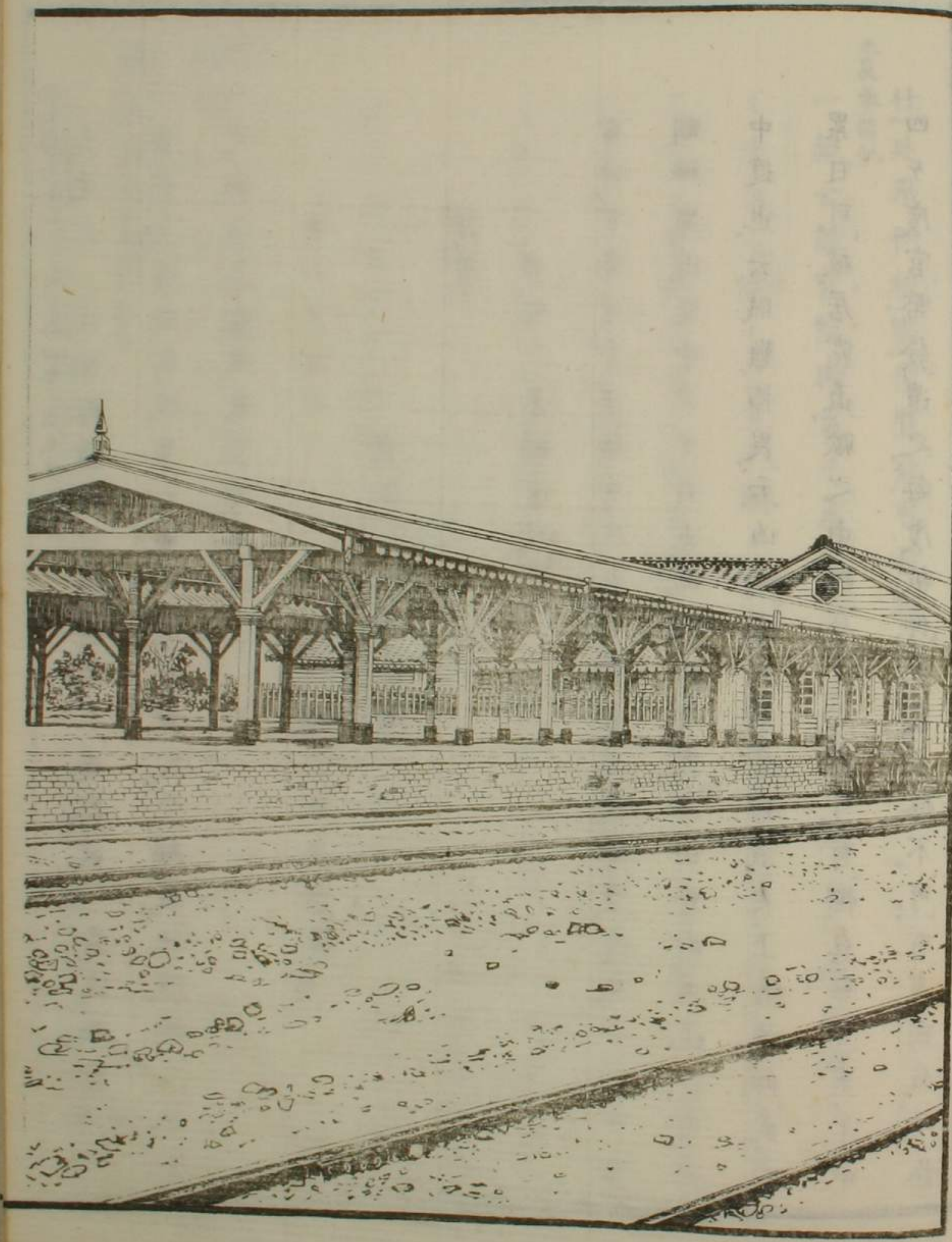
造離宮使從五位下大中臣信房誠惶誠恐謹言

請殊蒙_レ天裁因准先例被覆勘以私物造了


伊勢太神宮離宮院殿舍築垣等兼如傍例官司一人外榮爵七人內下給殘參人宣旨狀

右信房謹檢按內件離宮院造畢之時隨申請被覆勘者古今之例也爰依去永長二年閏正月廿日宣旨專籍私物造畢彼院誠思土木之勤可謂莫大之功其勸賞之內官司一人榮爵七人也抑信房重檢先例造進當院之輩各拜要官之例也近則為祭主神祇少副元範朝臣損色使之刻大官司々一人民部丞一人榮爵四人也前司國房并當官司宣孝之時大官司榮爵七人彼三輩抽賞如此信房一人蓋浴此恩望請天裁因准先例且被覆勘彼院殿舍鳥居門築垣等兼被下給殘三人榮爵宣旨彌知成功之貴矣信房誠惶誠恐謹言

康和二年七月十一日 造離宮使從五位下大中臣朝臣信房



参宮鐵道官川停車場之圖

印藤


圖大曆貞和四年十月廿三日伊勢一社奉幣宣命
去建武比神郡擾亂之間、通路不達、因茲其儀擁急、
同書延文五年十二月三日條

官幣下著、離宮院事之書一通進覽之、子細載狀候歟、以此旨、
可申令上給候哉、恐惶謹言、

十一月廿日

神祇權大副大中臣 印

進上 四位史殿

事書

官幣下著、離宮院事

右件官幣者、下著、離宮院、自十五日大祓神事迄至十八日豐
明神事、逗留中三ヶ日也、而彼在所為湯田野、凶徒往及之
中途也、云賊難怖畏、云凶徒之競來、旁難儀之上者、被仰武家、
累日可被居宿直歟之由、雖令言上、猶可有懈怠歟、其上年中
四ヶ度官幣發遣之、每度被仰武家之條、不可有盡期哉、所詮

元長參詣記
任、延曆例、被點便宜地、可被遷造矣、

一、鏡云、離宮院、御事ヲ尋ネシニ、上世ノ跡ハ、一唱三嘆ト成
リテ、今ハ、彼ナル里ノ間ニ古為松相殘哉、離宮ト可申云フ。宮
人云、久曩時之事カ、離宮著トテ、神事坐キトゾ。譬へバ、祭主、
官司、内外宮、禰宜、彼在所ニ、假屋ヲ造テ、東南ニ門ヲ、二ツ立
テ、祭主、官司ハ、自南門入、内外ノ禰宜ハ、自東門入坐、皆假屋
ニツキ賜、彼、松有、其ノ本ニ、幣帛ヲ立テ、一同ニ、御禊有、拜有、
此ノ時、齋宮拜賀坐キ。齋宮、離宮モ、無沙汰ノ世ト成リヌト
ゾ。

禊殿 一名、河原殿とも云ひ、其ノ院ノ東庭、官川ノ西
岸ニあり、あるべし。其ノ跡、今、定らるらず。

離宮院行事

三節祭、是、齋内親王、多氣の宮より、此の離宮に移らせ給ひ、河

原殿ふて主神司の修禊を受け給ひ翌日神事ま仕へ奉り給ふ又五節會踏歌豊明神事大被等まは宮司二宮禰宜を率ゐるて参勤す又勅使参向の時禊殿を以て宿所まゝ元つる例ありき

延喜式

其三時祭月十五日齋内親王向離宮行路之間有二處堺

祭宮東埋外及多氣度會兩郡堺祭之料物色目在上到著禊殿神宮司并掃部主神

司中臣為禊司備之太神宮司奉齋王膳兼賜酒肴勅使

已下次主神司供奉内院大殿祭所須祭物神然後齋王遷

内院裝束雜具奉夕膳神宮司以料物附所司但

神宮雜例集年中行事正月元日條

離宮院宮司二宮禰宜參事

内宮一兩人參外宮率權官内人等參宮司二宮參拜之後大司率任用歸宿館有飯酒次參之次於厨南門外宮司禰宜對揖次參入次拜揖宮司西立南上禰宜東立内

南外宮次著座宮司西禰宜南北内宮南次饗膳三獻前

後打手次和舞次自取蒿髮次退出

同書同月十五日條

離宮踏歌事付司廳

宮司勤行之後大司率任用并目代兄部舞人倍從相並

冊餘人歸宿館同行也有飯酒饗

同書三月晦日條

秋事

於離宮院行也宮司内宮禰宜參勤也來月神御衣大司

成廳宣承事所々道橋事饗料司中勤之

同書五月五日條

離宮院節會事

宮司二宮禰宜奉仕儀式如直會饗料宮司下行也

同書同月晦日條

離宮院修葺事

宮司二宮禰宜供奉饗料宮司下行之宮司成廳宣來月

荷前御 祇承事道橋事宿坊号忌 造立事無印
神宮雜例集年中行事六月十日條
離宮院行事

御卜事御祭神酒料事鳥名子所食料事歌長請之餘祭
不請件三ヶ條料米司中下行

同書同月十五日條

離宮院大祓事齋王御著祭使下著宮司列參於祓殿行之

同書同月十八日條

離宮院豐明神事

同書八月晦日條

離宮院修祓宮司二宮福宜供奉其儀如六月

同書九月十五日條

離宮院御氣殿御裝束奉下事伊賀神戶所濟到來之日奉納御倉當日奉下之物忌請之

同書同月十八日條

離宮院豐明神事

同書十一月晦日條

離宮院修祓事其儀同五月八月兩月

同書十二月十日條

離宮院御卜事

同書同月晦日條

離宮院雜腊代米下行事拍手請之

白散年魚燈油奉送二宮事

大新宮

日入宮司參離宮院奉送次參外宮次參宿内宮

外宮燈油白散年魚請文事

請使物忌父參
離宮院請之

司中公文抄離宮院踏歌

ハンスイラク。センシウラク。ヘイアンニ。スコシヅ。トミ
ヲシテサ。ヨヲフルマデ。ト三度ツギニシン子。アラタマ
ンテ。タカラノ。御ホウデンニ。マヰリキタリテ。シロカ子ノ
タルキヲカケ。コガ子ヲモテ。ココノヘトフキタテマツリ
タル。御甲ウデント。ヲガミタテマツルカナヤ。ワウノシ
ユンケアテイハク。フクロモチノト申。フクロモチイハ

クヨトモノト申シユンケイハク百千萬アソウギノ御
タカラモノヨミアゲテタマツレフクロモチシユンケ
ノマヘニス、ミイデ、ヒダリノヒザヲツチニツキテミ
ギノヒザヲタテ、ミギノ手ヲカリギヌノタモトヨリイ
ダシテフクロヲツチニウチテアソブ一二三十七百千萬
アソウギノ御タカラモノカゾヘタテマツルト申シユン
ケノイハク宮河ヤアナタコナタノハシツメナルハナソ
ノニトミコソフレヤチヨヲヘルマデト三ド申

太神宮御厨舊趾同所離宮院の構内ありき

太神宮司の御厨を廳院と稱せり。神三郡并六所神戸の政務
を行ひ其れ調庸を納むる所なり故に司廳調御倉宿館官舎等
數棟ありき。三代格よ正倉官舎卅一字を修理すべきよし此官

符を載せたり。

類聚三代格弘仁八年十二月太政官符

應多氣度會兩郡雜務預太神宮司事中應修理正倉官

舍卅一字多氣郡卅字正倉二字官舎廿八字度會郡十一
字正倉一字官舎十字右同前解偶案太政官去弘仁四年
九月廿三日符偶被右大臣宣傳奉勅正倉官舎各立條例
至有欠怠拘以解由者而今國司修造無便之狀糸同桑漆
之條者

延喜式

凡御厨案主十人司掌一人鑰取三人厨女一人並取三箇

神郡并六處神戸百姓充之其衣食以神封物給之

永久二年二月二日中申初著離宮先出東庭被次著宿
所以被殿為宿所以母屋雖為寢所以西庇為休息所是
長押下可為寢所之由先達人所被教也今夜洗頭宮
司依恒例進儲物此外私志之輩送物

檢非違使說兼并看督長火長等入離宮院中令留宿近隣
小屋是民部卿為檢非違使別當被勤仕此勅使之事二ヶ
度之例也凡内之奉此使之後不沙汰廳事不斷今夜宿離
宮以齋王被殿為使宿所又其人等皆宿此中本雜舍等也
神宮雜例集年中行事六月廿五日條

司廳行事

今月廳宣成事

參河遠江神戶所當麥作薦進
宮彼濱名神戶圓田所當麥事

同書同八月朔日條
離宮院官司政始事

有餐膳

配符

二宮上分 御器備丁 國封戸牒狀
所之 神稅收納 伊賀神戶移返抄有印

同書同九月條

三日以前司廳遣伊賀神戶御調布使事

去月一日成廳宣
今日以前遣使十

三日可到來彼日
以前奉送二宮

同書同十二月十日條

御祭神酒料司廳下行事

官舎神社

離宮院舊境
内は坐せり

本社舊々中臣神社と云ひき離宮廳の域内奉祀せるにより
て官舎神社と改稱せり。祭神ハ鹿島香取平岡の神及相殿姫神
なり。延暦十六年山田原より離宮院を移し志時本社も津島崎
より此の地へ奉遷せられたりとぞ。

神宮雜例集

一中臣氏祖神

正一位勲一等 鹿島神宮

正一位勲一等 香取神宮

正一位勲三等 平岡大神

相殿姫神

此神者件三所明神神殿内相住給別無宮殿
元明天皇和銅二年己酉都在奈良京之時近奉崇居春
日大社也爾時遷都之由被祈申太神宮勅使祭主神祇

伯中臣朝臣東人參神宮也

聖武天皇天平十二年庚辰四月五日春日御社奉遷壽久山御社是右大臣大中臣清万呂卿致仕籠居攝津國島下郡壽久鄉之間住家近所奉崇也

孝謙天皇天平勝寶八年丙申三月十一日春日御社奉祭鎮於伊勢國度會郡津島崎也是官司從五位下津島朝臣子松所申請也

桓武天皇延曆十六年丁丑八月三日官符移立離宮院於度會郡湯田鄉之時伴社自津島崎奉遷鎮彼院西方也于時祭主參議正四位下行神祇伯大中臣朝臣諸魚

官司正六位上中臣朝臣真魚等也

神宮雜例集年中行事四月條
上申日中臣氏神祭事

官司當社神主奉仕之祭用途司中勤之饗膳無使之時

同司中勤之

同書同十月條

上申日中臣氏神社祭事

如四

國大曆

離宮院移立宇羽西村同時中臣氏神社自筒岡奉遷鎮彼

院坤方也

延喜式

官舍神社

湯田宇羽西津神社

在宇羽御館西

板田橋 字今町國道に架せる小橋あり傍入老楓一樹あり

汁谷橋 字中洲國道汁谷川に架せり此の川源を

小俣神社 字裏所に坐せり豊受

止由氣大神宮儀式帳

延喜式

小俣社

小俣神社

同書齋宮式
小俣社

神名祕書

小俣社

宇賀神一名稻女大明神在湯田鄉小俣村

八柱神社

小俣神社の東隣に坐せり産土神あり今村社に列せらる

流社 カミヤ 字大道 坐せ
無格社あり。

春日社 カサヒ 字掛橋 坐せ
無格社あり。

神寶山慶藏院 カミタカラ 本村 在り
浄土宗あり。

照國山浄土寺 テリクニ 本村 在り
浄土宗あり。

七寶山西光寺 シホ 本村 在り
宗東派あり。

小俣村元標 コベ

明星村へ 二十町四十四間、山田區裁判所 壹里六町、

宇治山田警察署へ 壹里九町、度會郡役所へ 壹里十一町、

三重縣廳へ 九里、第三師團へ 二十九里二十二町十間、

豊橋衛戍へ 四十三里十四町八間、外宮へ 壹里、

内宮へ 貳里、

